

Title	イエズス会『会憲』等に見られる経済基盤の理念とキリシタン教会(下): 特にレンタと喜捨を中心に
Sub Title	Jesuit's economic basis provided by its constitution and the Catholic Church in 16th and 17th century Japan
Author	高瀬 弘一郎(Takase, Koichiro)
Publisher	三田史学会
Publication year	1993
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.62, No.4 (1993. 3) ,p.67(449)- 111(493)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19930300-0067

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

イエズス会『会憲』等に見られる経済基盤の理念と キリシタン教会（下）

——特にレンタと喜捨を中心に——

高瀬 弘一郎

一

「院長たちに指示するための、日本・シナ管区の巡察師パードレ・アレックスサンドレ・ヴァリニャーノの服務規定。同管区巡察師パードレ・フランチェスコ・パシオにより校閲・修補、一六一二年」と題する文書には、喜捨受納に関するかなり詳細な規定が見られる。次にその関係箇所を記してみる。

「第七章、清貧について。

〔中略〕

6、別の所に移るパードレがまとめて所有している喜捨に関しては、かね・綿織物・米、その他教会を創建・補修するためのものであれ、喜捨や慈善行為のためであれ、もしもそれらのものが、そのレジデンシアのキリス

ト教徒たちから与えられたか、または彼らのお陰で入手したならば、何一つ持つて行くことなく凡てを後任者に譲与せねばならないのは明らかだ。前述の目的のために管区長または院長から与えられたかねについても、同じようにすること。しかし同じ趣旨で誰かヨーロッパ人または他の外国人からかねが与えられたら、管区長パードレに諮るか、またはそれを分けて半分は自分で持つて行き、残りの半分は後任者に譲与すること。

〔中略〕

9、院長や、カーザを預かっているパードレたちが求めたり、入手したりする件に関しては、進物としてであれ、喜捨としてであれ、贈与されたものは凡て受納してもよい。しかし彼らに与えられたものは凡て、カーザのものだということ、および自分で随意にそれを消費して

はならず、イエズス会が彼らに与えるその他のかねと同様に消費せねばならない、ということ覚えておくこと。たとひ喜捨を与えた者が、自分がよしと判断することにそれを消費するようにと言っても、この通り了解すること。というのは、総会長クラウディオがそのように言明したからである。それ故、プロクラドルが彼に給付するその他の銀と一緒に、それを収入の部に入れねばならない。ただキリスト教徒がミサのために与えるもの——これについては寄進についての「第二二」章で述べる——、およびキリスト教徒が貧者に配分するために贈与するものは、除外する。

10、自分の上長と一緒に、同じカーザに暮らしているパードレは、ミサのためであれ、貧者のためであれ、教会を創建するためであれ、或いはその他同様の趣旨で彼らに贈与されたものは、凡て受納してもよい。尤もその額が二〇マス「服務規定の抜粋、一六一二年」には、「二タエル」⁽¹⁾を超えたら、直ぐに、或いは適宜可能な時に、上長に報告すること。かねであれ、米・綿織物・衣服・刀^{カタナ}・その他類似の品々であれ、この通り了解すること。上長は、前述のパードレの持つ係り^{カカリ}「後述の通り、」
「担当地区」の意味」のこと、および貧者への配分のた

めであれ、教会の補修・新築のためであれ、それが如何に必要かということ、さらに現に同様なパードレが得ている喜捨をも考慮に入れて、最も適当と判断するところに従って、それを彼「パードレ」に譲与するなり、しないなりに措置をとること。貧者のためか教会のためか、或いはその他が決まっておらず、イエズス会向けに充当することになっている喜捨や、パードレたちに贈与されたその他の進物については、一人一人が自分の上長と、この件でどう行動すべきか話合うこと。というのは、上長はその人物「パードレ」の資質を考慮して、最も適切と思われるところに従って、広範にわたる全般的な許可を与えることになっているからである。一般的に言って、紙・扇・足袋等^{タビス}、キリスト教徒が与える普通の品々については、全員に許可を与えるのがよい。彼ら「パードレ」にとつてそれが必要な場合は、彼らの用のためにこれらの品を使つてもよい旨、許可を与えるのがよいが、この許可は毎月または上長の判断で、更新させることを条件とする。しかしシナ産の綿織物や、他の同様な品々の如き重要な物の場合は、これについて予め上長に報告することなしに、それを消費してはならない。

11、イルマンは、許可なしに何も受納したり求めたり

してはならない、との規則を遵守すること。但し、日本人が贈与するのを常とする、小さな進物の場合は別である。というのはそれを拒むのは、大変に不作法だからである。ただ自分の上長には報告すること。上長は最も適切と判断するところに従って、時には彼らに前述の品々を譲与すること。尤も、たとい貧者に与えるためであってもかねを所持することや、修道士に相応しくない下品な道具ドグスを所持することを、彼らに許可しないことが前提である。一般的に言ってパードレは、イルマンたちに進物として与えられた物の中から、何がしかの物を彼ら「イルマン」の用に供するため、或いは彼らの友人や他のイルマンへの進物にするために、彼ら「イルマン」に簡単に譲与するのがよい。

12、会員は何人も、寢室クビクロに食物を置いてはいけない。このため、外から齎ツケらされた進物の食物は凡て、食物置場に送ること。尤も、何を贈ってもらったかその本人が知り、そして贈り主に謝意を表すことが出来るよう、彼に予めそれを見せた上のことである。尤も、パードレであれイルマンであれ、その進物を贈られた本人が、それを持ってきた者、取次トリツギ・同宿ドシユク、或いは座敷ザシキにいる者たちに、それ「進物」を頒ち与えるのを禁ずるものではない。

い。しかし、前述の儀礼「的な進物」は別にして、先ず最初に上長に見せて、彼の同意を得ることなしに、それ「進物」を自由にしてはならない。上長は簡単にこの許可を与えるように。部下が不満を抱く余地を与えないようにするためである。そして清貧の義務を全うするため、およびカーザの良き秩序を守るためにこうするのだ、ということを彼らに分からせること。

13、シナまたは他の土地から会員の許に送られてきた物は、それが何処かのカーザに部下として、駐在している者に宛て送られた場合は、規則に従って、送られてきた物を彼に知らせた上で、共有のものとすること。但し、それが彼の用のために必要だから彼に与えるべきだと、上長が判断した場合は別である。院長の許に送られた物についても、同じようにすること。しかし送り先の者がレジデンシアにいる場合は、それを誠実に彼の許に送り届けること。

14、カーザやレジデンシアの上長は、貧者への配分、教会の補修、墓所ファカドコロス、「前引」ヴァリニャーノ・パシオの命令、一六一〇年」には、*semiterios* [= *cemiterios*]⁽²⁾、その他の慈善行為のため、および自分のカーザを維持するため、彼らの係りの者たち [aos de seu cacari.

「ヴァリニャーノ・パシオの命令、一六一〇年」には、
 aos de seus destintos. 「担当地区の者たち」⁽³⁾に喜捨を求
 めてもよい。否むしろ、キリスト教徒たちがカーザを維
 持するように、仕向けなければならぬ。というのは
 カーザにいる者は全員、彼らキリスト教徒に対する奉仕
 に専念しているからである。管区長パードレの覚書に含
 まれるような仕方では、レジデンシアを維持する基金につ
 いて交渉することが可能ならば、これに充当するのが非
 常によい。何処かのカーザに部下として駐在し、何処か
 のキリスト教会を預かっているパードレもまた、同じこ
 とをしてもよい。つまり、キリスト教徒たちに看坊を^{カンボス}
 養わせ、そしてパードレが訪ねたらそのパードレをも養
 わせるように、尽力すること。というのは、凡て彼らの
 霊のためだからである。さらに自分の係りの慈善行為を、
 彼らに行なわせるよう尽力すること。しかし当地日本で
 もシナでも、その他いかなる所でも管区長の許可なしに、
 何人もヨーロッパ人に喜捨を求めてはならないし、自分
 の院長の許可なしに、自分の係り^{カカリ}でない日本人に喜捨を
 求めてもいけない。カーザの院長や上長も、管区長の許
 可なしに同じことをするのは、禁ぜられている。但し、
 彼らの係り^{カカリ}であるヨーロッパ人は別である。「この箇所

に挿入すべく、欄外に大凡三〇文字の註記があるが、複
 製写真では判読不能である」⁽⁴⁾。たとい貧者に与えるため
 とか、教会を創建するため等々の目的でも、何人も商業
 行為と思われるようなことは、如何なることも行なつて
 はならない。このため、次のことを了解すること。即ち、
 売るために買ってはならない。同じ目的のために綿織
 物・砂糖等の補給物資を、余計に入手してはいけない。
 売ったり投資したりするために、イエズス会の財を或る
 所から別の所に送ることによつて、それを危険に曝して
 はならない。これが所有を表すし、また商業行為でもあ
 るからだ。この件は非常に重大であるが、今まで注意が
 足りず、そのためマカオとヨーロッパで不満の声が高
 まっているのだ。これに対し然るべく対策を講じるため
 に、上述のことを凡て文字通りに正確に遵守するよう、
 聖なる服従に訴えて命ずる。但し竜涎香等の如き、非常
 に儲けの大きい品が贈与された場合は別である。という
 のは、こういった品々は、もしもプロクラドルが其処
 にいたら買うのであるから、それを買ってプロクラド
 ルに送つても差し支えないからだ。

15、与えたり消費したりすることに関してであるが、
 カーザやレジデンシアの院長や上長は、そのために彼ら

が受け取るかねや、愛徳と思慮分別とに基づいてキリスト教徒が、ミサのために彼らに与えるものの中から、喜捨を与えてもよい。また第三節で述べた物

「第七章、清貧について」の第二節のことである。次の通りである。「パードレが或るカーザから別のカーザに移る時には」進物として贈与してもよい次のような雑品を、持って行ってもよい。インク・針・扇・日本の帯・紐用の絹撚糸・祭壇用の香料、日本で貧者たちに与えるのを常とする薬、キリスト教徒に与える数珠・ヴェロニカ・その他の信仰の品々、自分自身の用のためや進物のための適度の量の紙。院長が職を辞すか、または或る所から別の所に移動する時にも、同じ物を持って行ってもよいが、それ以上は許されない。時を告げる時計、カーザ中の目覚まし時計は、その所有者のみがその調整の仕方を知っており、他人の手に渡ると壊れるような造りの場合は別である。それ故、たとい彼らがそれを作ったわけではなくても、これもまた持って行ってもよい。そして後で管区長パードレに報告すること。』

についても同様である。カーザに部下として駐在する

パードレたちも、同じことをしてもよい。しかし、自分の上長に事前に連絡することなしに、二タエルを超える喜捨を与えてはならない。また「年に」二度の誓願の更新に当って、過去六カ月に上長や外部の人々から何を受納したか、それをどう消費したか、そして現在何を所有しているかについて、彼「上長」に報告すること。この報告は、その時記憶していること、またはそのために所持を義務付けられている、帳簿の記載に基づいて行なえば充分である。

16、いくつかのレジデンシアを配下に持っている院長と上長は、誓願の更新の時にレジデンシアのパードレたちから、過去六カ月に行なった消費と、彼らがプロクラドルやその他の方面から、カーザでの消費のために受け取ったもの、および喜捨や教会の補修等のために、ミサ挙行に当って受け取ったものについて、報告を受けること。その際パードレたちに対し、カーザの消費については、修道士としての清貧と謙遜が求める節度を弁えて、行動せねばならないことを想起させること。さらに、喜捨を与える場合は、喜捨を与える相手の窮乏と身分のみを考慮し、吝嗇ととられないようにとか、その他の人間的配慮にはとらわれないで、貧しき者として行動せねば

ならないことを、想起させるように。進物を贈ることに
関しては、第四章「進物について」において述べてある
ことを遵守すること。

〔中略〕

第二二章、キリスト教徒が彼らの死者のために行なう
寄進・喜捨に対して、パードレはいかに行動すべきか。

〔本章は、前引「ヴァリニャーノ・パシオの命令、
一六一〇年」の第一五章に該当する。共に1・2・
3の三節から成る。章全体に亘って趣旨は双方同じ
であるが、中でも1は語句に若干の異同があるだけ
で略同文ゆえ省略し、2・3のみ引用する。〕

但し、1についても冒頭の書き出しに違いがある
ので、その箇所のみ記す。「ヴァリニャーノ・パシオ
の命令、一六一〇年」は次の通りであった。

「1、日本の諸事情に関する真実の情報と経験を
欠いていたために、何年間か次のような判断がなさ
れてきた。人が死んだ時、その死者のためにキリス
ト教徒が贈与するもの、さらには時として死者を神
に委ねるために、毎年贈与するものは、イエズス会
は自らの用のためには受納してはならない、と。総
会長クラウディオ・アクワヴィーヴァ」は、同じ

情報を考慮に入れて、そのような命令を与えた。⁽⁵⁾
「服務規定、一六一二年」は、この箇所が次のよ
うな文になっている。

「1、これについては、第一回「日本」管区会議
の第二六項において取り上げた。パードレ・ヴァリ
ニャーノは、日本の諸事情に関する真実の情報と経
験とを欠いたために、次のように判断した。即ち、
キリスト教徒がミサのために贈与するもの、人が死
んだ時にその死者のために彼らが贈与するもの、さ
らには時として死者を主に委ねるために毎年贈与す
るものは、皆同じ性格のものである、と。これに基
づいて彼は次のように判断した。イエズス会はこう
いったものを自らの用のためには、一切受納しては
ならない、と。総会長も同じ情報に基づいて、その
ような命令を与えた。」

2、キリスト教徒たちが、ミサを挙行してほしいと依
頼する際に与える喜捨は、われわれの用即ちパードレが
駐在するカーザの用には、決して消費してはならない。
それは、われわれが総会長から得ている特免に基づいて、
喜捨として与えるために受納せねばならない。そしてキ
リスト教徒たちにそのことを理解させるよう、尽力する

こと。事実既に凡て「のキリスト教徒」が知ってはいるが。

3、前述の喜捨を消費してもよい用途は、次の通りである。貧者「への施与」、パードレが定住していない田舎の教会の新築・補修・装飾、埋葬用の蠟燭、弔いの布・数珠・守り袋・ヴェロニカ・紐用の絹撚糸、その他キリスト教徒向けの信仰の品々を身に付ける時の経費、貧者のための薬、埋葬と弔いのための道具、看坊の扶養、清貧についての「第七章の」第三節に挙げてある、キリスト教徒に与えられるその他凡ての品々、その他われわれの用や扶養のためではなく、純粹にキリスト教徒のための同様な品々。

キリスト教徒がミサのために与える喜捨について述べた以上のことは、銀・銭・米・粃、その他価値があり保存のきく食料品、綿織物等のことと了解してよい。贈与がミサの前か後かは問わない。しかしそれが、例えば葡萄酒・果物・魚の如き、直ぐに消費してしまう価値の乏しい物で、しかもミサの代償というより、むしろ日本流の感謝と礼儀作法の表明として、贈与されたものであるならば、自分のために受納してもよい。⁽⁶⁾

右の「服務規定、一六一二年」に見える喜捨に関する

規定の趣旨は、基本的に二年先行する「ヴァリニャーノ・パシオの命令、一六一〇年」と同じであり、これを部分的に補正したものである。一応この時点での、喜捨受納に関する日本イエズス会の見解が、集大成されていると見做してよい。一部省略した上で、多少の重複もあるが一応関係箇所を引用した上で、以下検討を加えたい。

先ず右の内容を整理してみる（省略箇所も含める）。

一、カーザを預かる院長・パードレは、喜捨を受納してもよい。しかしイエズス会から給与される他のかねと同様、カーザの収入として一括消費すること。但し、キリスト教徒がミサを挙行してもらったためや、貧者に配分するために行なう喜捨は、そこから除外する。

（この但し書きの件については、一〇・一一が関わる）。

二、上長の部下としてカーザにいるパードレも、喜捨を受納してもよい。但し、かねと品物とを問わず、二〇マス（二タエル）を超えたら、上長に報告の義務がある。喜捨の消費については、原則として上長の指示に従わねばならないが、その際喜捨の品物の軽重によって多少差異があり、重要な品については、その都度予め上長に報告して、許可を得る義務がある。

三、イルマンは、許可なしに喜捨を受納してはならない

が、日本人の通常の贈物は受納してもよく、上長に事後報告をすること。

四、院長・上長・パードレは、管区長の許可なしに、日本・シナ、その他如何なる所でも、担当でないヨーロッパ人に喜捨を求めてはならない。

五、商業行為を禁ずる。転売を目的に、買ったたり、補給物資を余分に入手したり、イエズス会の財を輸送したりしてはならない。但し、竜涎香の如き、少量で儲けが大きい品物は別である。

六、カーザ・レジデンシアの院長・上長・部下のパードレは、自分の担当地区のキリスト教徒に喜捨を求めてもよい。彼らキリスト教徒がカーザや看坊を維持し養うよう、指導すること。凡て彼ら信徒の救霊のために、働いているからである。

七、院長・上長は管区長の許可なしに、パードレは院長の許可なしに、自分の担当地区でないキリスト教徒(日本人)に対して、喜捨を求めてはならない。

八、院長・上長は貧者に対し、金品の喜捨を与えてもよい。パードレは、ニタエルを超える喜捨を与える際は、事前に上長に報告すること。

九、ヴァリニャーノは、キリスト教徒がミサのために贈

与する喜捨と、死者のため、死者を神に委ねるため(つまり死者のためのミサ挙行のため)に贈与する喜捨とは、同じものだと判断し、イエズス会士は自らの用のためには、これらは一切受納してはならない、と命じた。総会長もこれに準拠して、同様な命令を下した。しかしこれは、日本の事情について認識を欠いた判断である。

一〇、キリスト教徒が死者の靈魂のために行なう喜捨は凡て、受納してイエズス会士の用に供してもよい。日本人の間で習慣となつている、仏教行事に準拠した決定である。要はこの場合、喜捨はその仏事行為の代償という性格を持たないと判断し、この点キリスト教徒の場合も同じだと見做したものである。この一〇が恐らく、最も重要且つ微妙な点であろう。後程触れる。

一一、キリスト教徒がミサ挙行を依頼する際に与える喜捨(つまりその代償としての喜捨)は、金品いずれであれ、またミサの前後に拘らず、受納してもよいが、パードレやカーザの用に使つてはならない。その用途は、貧者への施与、看坊の扶養、パードレの定住しない田舎の教会(つまり看坊が守る村の教会)の創建・維持、キリスト教徒に与える実生活及び信仰生活に必

要な品々に限る。

一二、しかしそれがミサの代償というより、儀礼的な意味の贈与で、しかも価値の乏しい品の場合は、パードレ自身の用に供してもよい。

二

右の内、一は基本的には従来の規定と同。二は新規の細則。三も従来の規定と同。⁽⁷⁾

四は管区長の許可なしに、ヨーロッパ人に喜捨を求めてはいけないとの規定である。ポルトガル人、それもマカオのポルトガル人を想定した禁令と解してよいであろう。五の商業行為禁止命令であるが、本文の前後の内容からいささか唐突な感を与える。しかし四・五をセツトにして読むことにより、その趣意が明らかになるように思う。つまりマカオの——必ずしもマカオに限るものではないが——ポルトガル人がイエズス会に喜捨を行なうことと、イエズス会の商業行為とは密接な関係があったわけで、この二つを一体として規制・禁止したのだと了解してよいであろう。

六・七は、パードレの側から喜捨を求める件である。

「ヴァリニャーノ・パシオの命令、一六一〇年」に見える

趣旨⁽⁸⁾と基本的に同じである。「巡察師の規則、一五八一年一月」には、喜捨を求める場合は、事前に上長の許可を得るよう指示されていた。⁽⁹⁾その後、喜捨を求める相手が自分の司牧する信徒か否かにより、その細則を定めたわけである。司牧する信徒に喜捨を求めることについては、締め付けを緩めたと言うより、むしろ積極的にそれを呼び掛けるよう指示している。イエズス会は日本で喜捨を集めることに、必ずしも終始消極的であつたわけではない。少なくとも規則上はそうである。これは『会憲』の趣旨から言つても、当然のことであるし、それを離れても宗教団体の経済基盤として、当然あるべき姿と言つてよいであろう。

日本において喜捨を求める件で、イエズス会の方針が、いわば統制から積極的奨励に変わった点について、少し考えてみたい。イエズス会士は日本布教の初期において、信徒に寄進を求める仏僧のことを、冷ややかな目で見ていた。一五六五年一月二〇日付け京都発、フロイスの書簡に次のように記されている。

「説教者『の仏僧』は通常雄弁な人々で、『他人を』巧妙に説得する。彼らは皆人民に依存して暮らしている。

というのは、『人民は』その持てるものを凡て彼らに与

えるか、または彼らが方策を巡らして、「人民から」それを取るからである。それ故彼らは、「人民の」生きる拠り所となつてゐる、宗派の根幹の凡てを援用することによつて、仏僧に喜捨をするよう、寺に収入を寄進するよう可能な限り働き掛け、葬儀の挙行にはかねをかけた華美を誇示し、それに贅を尽くせば尽くすほど、あの世で大きな幸せを得ることが出来る、と説く。⁽¹⁰⁾

イエズス会士は喜捨を要求する仏僧を批判したが、しかし「巡察師の規則、一五八一年一月」において、喜捨を求める場合は事前に上長の許可を得るよう、指令が与えられた主な理由は矢張り、ヴァリニャーノ『日本諸事要録』(一五八三年)の次の一節に求めるべきであろう。

「日本では、日本人に喜捨を期待して生きることは、多くの理由から不可能であろうし、またしてはならない。『日本人に』喜捨を求めるのは、現在のところ有害であり、躓きとなり、非常に不適当であろう。というのは、『日本の』国土は甚だ貧しく、キリスト教会は新しくて、彼らには何も期待出来ない許りか、彼らはわれわれの福音的清貧のことを、徳操ではなく、自分たち同様の自然の困窮であると考えているからである。仏僧や異教徒たちはこれに乗じて、ずっと前から彼らが言い続けてきた

こと、即ち「宣教師は」福音を説くのを口実に、日本で生活の資を求めている、ということ(11)を証明しようとするであろう。」

スペイン系托鉢修道士の日本布教に反対し、その理由を挙げている文章の一部である。日本人に喜捨を期待するのは、躓きになり不可能である。宣教師の人数が増えると、これを支える財源の点からも支障が生じるとの趣旨である。この『日本諸事要録』だけを読むと、理由のための理由という感もあるが、喜捨の要請と受納一般に関する規則に照らすと、そうと許りも言えない。尚ヴァリニャーノは「弁駁書」(一五九八年一月)の中でも、右と同じ趣旨を記載している。⁽¹²⁾日本布教における喜捨の問題についての彼のこの見解は、一貫して不動のものであつたことが分かる。

ロレンソ・メシアも一五八二年二月二〇日付けマカオ発、イエズス会総会長宛て書簡の中で「日本の」国土は非常に貧しく、窮乏している(13)ので、パードレが受納するどころか、パードレの方が自分たちに与えてくれるものと、期待している。」と記している。

外部の環境が変化したとも思えないが、喜捨を求める点で、後に積極的姿勢に変わる。喜捨の要求をめぐって

問題になるのは、次の二点である。1 求めた喜捨の使途について、看坊および看坊の預かる教会の維持費とするか、イエズス会士自身やそのカーザの用にも供するか（貧者への施与にそれを充てる件は、ここでは特に問題としない）。2 要求する相手が自分の司牧する信徒か、それ以外の信徒かという点である。

1についてであるが、看坊および看坊の守る教会の維持・扶養に向けて、信徒に対し働き掛けをすべきことは、前述の通り「巡察師の規則、一五八一年一月」に既に明確に謳ってある。つまりこの点は、日本イエズス会の方針は一貫していると言つてよい。先の『日本諸事要録』に見えるヴァリニャーノの懸念は、ヨーロッパ人宣教師を想定してのことで、日本人である看坊については、この点認識を異にしたようである。またそうしないと、日本教会の維持は不可能でもあったのだろう。前記の如く「ヴァリニャーノの服務規定、一五九二年」でも、この点は基本的に同じである。

「ヴァリニャーノ・パシオの命令、一六一〇年」ではこの点、司牧を担当しているキリスト教徒に求めた喜捨を、看坊だけでなく、イエズス会士の用に供してもよい、と改められた⁽¹⁴⁾（「服務規定、一六一二年」も同様）。つまり

ここに来て初めて、イエズス会士が自己の経費を、自分の日本人信徒に堂々と求める姿勢に改めたわけである。

2は、喜捨を要求する相手の問題である。「ヴァリニャーノの服務規定、一五九二年」には、パードレは自分の司牧する信徒に対しては、無許可で求めてもよし。その他の人々に対しては院長の許可を要す、と謳ってあった⁽¹⁵⁾。「ヴァリニャーノ・パシオの命令、一六一〇年」
「服務規定、一六一二年」共に、この点同じである。（但しその用途については、「ヴァリニャーノの服務規定、一五九二年」から「ヴァリニャーノ・パシオの命令、一六一〇年」への移行に伴い、大きな改変があったことは、右の1で記した通りである）。

以上、イエズス会パードレの側から喜捨を求める件についての規定を、単純化して表示してみる。（用途で、貧者への施与は省略する）。

	用途	司牧担当の信徒に求む	担当外の信徒に求む
一五八一年	看坊	?	?
一五九二年	看坊	無許可	院長の許可
一六一〇年	看坊・イエズス会士	無許可	院長の許可
一六一二年	看坊・イエズス会士	無許可	院長の許可

右の内注目すべきは、矢張り用途の点の一六一〇年の

改正であろう。

次に九・一〇・一一・一二の、キリスト教徒がミサを挙行してもらうに当って行なう喜捨を、受納する件についての規定を検討してみる。死者のためのミサか否か、及びその喜捨の用途は何か、この二点に着目して、これまた単純化して表示してみる。(用途で、貧者への施与は省略する)。

一五九二年	通常のみサのための喜捨 の受納が容認される用途	死者向けのみサの ための喜捨の受納 が容認される用途
	価値ある金品	看坊
一六一〇年	儀礼的な消耗品	看坊・イエズス会士
	価値ある金品	看坊
一六二二年	儀礼的な消耗品	看坊・イエズス会士
	儀礼的な消耗品	看坊・イエズス会士

即ち、通常のみサのための喜捨(その代償としての喜捨)の受納が、容認される用途は終始一貫している。つまりイエズス会士は聖務の代償としての喜捨は、一切要求も受納もしてはいけないとの『会憲』の趣旨は、貫かれている。しかし、死者向けのみサのための喜捨の受納

が容認される用途は、「ヴァリニャーノ・パシオの命令、一六一〇年」に至って改められている。

要するに、1 イエズス会士の側からの喜捨の要求、2 死者向けのみサ挙行のための喜捨の受納という二つの観点からみて、「ヴァリニャーノ・パシオの命令、一六一〇年」において、従来の規定が改正されたことが分かる。

この内1については、イエズス会士特に盛式誓願司祭・単式終生誓願司祭が喜捨を求めるのは、『会憲』で容認されているところか、これこそイエズス会を支える経済基盤の基本理念の筈である。これが日本では一六一〇年迄は、「本来あるべき姿」をとり得なかつたのは、何故であろうか。主な理由は二つあると思う。一つは矢張り、布教保護権に基づく保護者の、布教資金負担義務の恩恵に直接・間接に浴した、経済基盤のありかたに傾いていたこと。⁽¹⁶⁾二つは、先に引いたヴァリニャーノ『日本諸事要録』に見えるような、日本の特殊事情への適応を指摘せねばならないであろう。

それでは一六一〇年に至って、政策が変わったのは何故であろうか。これは2についての政策変更と、関連したものである。2の政策変更について「服務規定、一

六一二年」には、「ヴァリニャーノは、日本諸事情に関する真実の情報と経験とを欠いたために」一五九二年の服務規定の如き指示を与えた、といった趣旨が記されていた。一六一〇年・一六一二年の二つの規則は共に、ヴァリニャーノが作成した規則をパシオが補正したものである。つまり1・2共にその政策変更は、パシオの責任において行なわれたと言つてよい。『日本諸事要録』に見える日本の特殊事情も、それは飽くまでヴァリニャーノの見解であり、スペイン系托鉢修道士の日本布教参入問題も、もう既に全く様相を異にしている。

1・2についての方針変更は、互いに関連しているであろうが、より重要な意味を持つのは2であると言つてよい。2に触発されて1も変わったと見てよいであろう。そこでこの2であるが、死者追善のための供養、仏僧への布施が日本において、仏事行為として広く定着していた現実を直視し、キリスト教徒についてもその喜捨は、必ずしもミサの代償という性格を持たないとの結論を下したものであろう。この点について、以下少し述べてみたい。

供養とは、仏・法・僧の三宝や死者の霊などに、供物を供給する行為である。この供養の思想が、廻向の思想と結びつくことによつて、仏教は自業自得果を説く業報思想を脱却して、大乘仏教に展開したとされる。自己の功德善業が単に自己のみでなく、特定の他者ないし一切衆生の菩提の資に廻転施向される、と説く。

わが国における初期の仏教受容は、死者を生者の如く遇する追善供養の思想を持つ仏教と、在来の祖先祭との習合によるものであったという。祖先崇拜は家・氏族の要請による。祖先は尊敬されねばならぬ。一切衆生の宿命である輪廻から解脱した仏こそ、何にもまして尊敬の対象になる。それ故祖先は、輪廻界の次元に留まることは許されず、仏または少なくとも、仏になることを予定された菩薩であらねばならない。即ち先祖と仏との、帰一合体が行なわれる。氏寺・菩提寺・檀那寺・家の仏壇の成立は、その反映である。

先祖と仏とが同じものであればこそ、特定の報身仏や菩薩への供養が、先祖への追善供養になり得る。先祖への追善廻向は、自己の功德によつて先祖の功德を増上し

て、その仏果を増進させる資に供し、もって先祖を喜ばせるためである。追善廻向の徳目は、施物の供養に限らないが、中でもとりわけ布施はその首位に位置した。財施と法施とが追善廻向の方法として、最も普遍的なものである。

先祖への追善廻向は年忌の法要および、霊が生家を訪れる盆・正月・彼岸の年中行事として、行なわれる。前者としては、葬儀を経て死後七日毎に七七日まで修する中陰法要、および中国において中陰を基に百か日・一周忌・三回忌を加えた十仏事が展開、日本に入って七回忌・十三回忌・三十三回忌を加え、十三仏事が一二一四世紀に成立したと言う。一六世紀頃には更に十七回忌・二十五回忌を加え、十五仏事となる。経典には中陰の典拠しかなく、十仏事は中国で生まれたものである。十三仏事は、成仏するまで死者を見守る守護仏がそれぞれ配されており、日本における展開である。

年忌法要を一定の年限で打ち切る習俗が全国的に見られ、多くは三三年目だと言う。柳田国男によると、三十三回忌を迎えた時点で、霊はその個性を棄てて融合し、一体化して祖霊となり、神になる。そして生前の居住地から余り遠くない山に鎮留して、子孫の繁栄を見守り、

盆・正月・春秋の彼岸などに子孫の家に帰ってきて、祖霊祭祀の席に連なる。盆は、『仏説盂蘭盆経』に基づく盂蘭盆会の略ではなく、供物をのせる食器に由来すると言う。

七月一日(旧暦)の盆行事は、僧に食物の供養をすることによって、七世の父母と現在の父母の餓鬼道の苦しみを抜くことが出来ると説く、『仏説盂蘭盆経』に基づく盂蘭盆会と、日本在来の祖先祭祀の民俗とが、融合したものと解してよいようである。⁽¹⁷⁾

キリシタン宣教師は日本の盆について、いくつか記録を遺しているが、それは右の盆行事の本質をよく物語っているように思う。一五六一年八月一七日付け堺発ヴィレラの書簡を挙げる。

「他に盆という祭禮がある。それはまるで、キリスト教徒たちが諸聖人ディエス・ドス・デフンクトスの祝日に、彼らの先祖アンテパサドスの靈魂のために行なう、葬儀エウキキアスや代禱スフランシオスの真似をすることを、悪魔が望んだと思われるようなものだ。というのは、毎月月の八月の一四日午後から始めて、一五日「陰曆七月一日の八月の五日の意味」に行なう。各人街の至る所に、火を点じた多くの提灯を付ける。各々可能な限り華美に画いてある。或いは死者への信心のため、或いは街の様子を観るため

に、彼らは終夜街を歩く。この靈魂の日の午後、先祖の靈を迎えるために、大勢が市外に出る。迎えようとしている靈に、逢えると信じている場所に着いたら、靈魂と話を始める。ご飯を供える者もいれば、麵類・果物を供える者もいる。それしか出来ない者は熱湯を供える。その他色々な供物をする。そして靈に話しかける。よく来て下さった。うれしく思います。もう久しくお逢いしていません。疲れたでしょう。坐って少し召し上がれ等、こういった言葉を述べ、持ってきた物を地上に置く。

「靈魂が」休息し食するのを待つが如く、そこに一時間留まり、それが終わるや家に来てほしいと靈魂に請い、自分は靈を迎えるのに必要な準備をするために、先に行かせてほしいと断る。家に帰ったら、祭壇風に机を置き、祭禮が続く丸二日間食するための、ご飯その他必要な物を供える。それが終わると、二日目の午後多数の人々が、松明や篝火を持って野山に出る。帰って行く靈が途中被害を受けることのないように、照らすのだと言う。そこで靈と別れを告げる。家に帰って来るや、皆屋根の上に石を投げる。もしや靈の中に去るのを望まないで、屋根に留まっているのがあるかも知れないから、これを逐い払うために投げるのだと言う。というのは、それが留

まっている、自分たちに害をなすと彼らは恐れるからである。尤も、靈は非常に小さく途中雨に遇うと死ぬものもある、と言って憐れむ者もいる。彼ら「日本人」はこと靈魂については、この通り確信し、こういった靈の祭禮を行なう習慣があるので、他のことを説得しようにも不可能である。何故に靈魂に食物を与えるのかと尋ねると、靈は一〇〇億「原文は一万コント」レーグワも先にある天国パラダイスに行くのだ。三年の旅である。途中疲れてもあのような援けを得て、再び旅を続けることが出来るのだと言う。これらの日々は、凡ての墓を掃除し、その間は仏僧が権勢を専らにする。靈魂のために多くの寄進が行なわれるからである。というのは如何に貧しくても、各々自分の先祖の靈魂のために、可能な限り寄進をし、これを行なわない者は、隣人とは認めてもらえないからである。この哀れな国民が如何に蒙昧の内にあるか、これから兄弟たちに分かっていたきたい。それは、われらが主が彼らに光明を与えて下さるよう、兄弟たちの祈りの中で、祈念してもらうためである。」⁽¹⁸⁾

四

先に記した通り益は、仏教の孟蘭盆会と日本在来の民

俗とが、融合した年中行事だと言つてよいようだ。つまり仏教教理と在来の祖先崇拜とが、融合したものだとも言えよう。その宗教性の故、それも一応仏教行事の形をとるため、盆はキリシタン教会の容認するところとはならなかった。右のヴィレラの書簡も、盆行事に見られる日本人の靈魂觀を、無知蒙昧と一蹴する。しかしそこに日本人の祖先崇拜が関わりとなると、頭から否定するだけではすまない。仏教教理も本来は、祖先崇拜とは無縁のものであるが、それと融合することよつて、日本に浸透・定着し得た。キリスト教も言うまでもなく、祖先崇拜とは無縁である。キリシタン宣教師は日本に渡来して、人類の罪を贖ったキリストを信じる機会を与えられぬまま死んだ、自分たちの先祖の靈の行方を懸念する日本人信徒たちの心配に、答えねばならなかった。この問題は既に、ザビエルの時から始まった。一五五二年一月二九日付けコチン発、ザビエルの書簡に次のように見える。

「日本のキリスト教徒たちには一つの悲しみがある。地獄に落ちた人々は救われない旨われわれが言うと、彼らは非常に深く悲しむ。亡くなった彼らの父・母・妻・子、その他の先祖たちへの愛情から、これを悲しむのだ。彼ら「死者」を哀れむが故である。多くの人々は死者の

ために涙を流し、「彼ら信徒の」喜捨や祈りによつて、「死者が」救いを得ることは出来ないものかと、私に尋ねる。私は彼らに対し、全く救いようがないのだと告げる。〔中略〕

彼らは自分たちの先祖が救われないことが分かると、必ず泣く。私もまた、親愛な友等がどう仕様もない事柄に涙を流すのを見ると、何かしら悲しい気持ちになる。⁽¹⁹⁾主を信じない者は地獄に落ちる。落ちたら最後浮かび上がれない。日本人信徒は、異教徒のまま死んだ先祖の靈を哀れみ、涙を流す。

キリシタン教会は一 盆に対して如何なる姿勢を示すか、二 それを異教的行事として否定するなら、祖先を崇拜する日本人の宗教的心情に如何に應えるか、以上の二つについて態度を明確にすることを余儀なくされた。先ず一であるが、右のヴィレラ同様大方の宣教師が、心情的に盆行事の異教性に着目して、これを排斥したことは言うまでもない。しかし盆が余りに日本人の間に深く浸透した行事であつたがために、イエズス会はこれに対して慎重な対応をした。ゴメス著『要綱』(一五九三年)の中で、盆に対する見解が表明されている。次の通りである。

「第七の月の盆と称する祭りでは、二つのことが行なわれるのを常とする。即ち踊りや村の踊りをしたり、他の歓びの印として互いに訪問し合う。同時にその一方で、死者たちの靈魂が呼び戻されて、あの世からこの世に帰ってくるかの如く、夜提灯を灯し食物を用意する。第一の行為は従って許される。というのは、新たな収穫の歓びとして、およびその他の理由で、踊りをする事自体は善いことだからである。しかし第二の行為、即ち提灯を灯して食物を用意することは、迷信の類である。支配者たちが提灯を灯すよう嚴命を与えた場合は、われわれが制止すべきでないという点に留意せねばならない。というのは、その行為それ自体が悪いのではなく、人の意図によって悪となるからである。しかしながら、靈魂は不滅であるから確かに、この世に帰ってくることは出来るが、神の摂理により帰らないし、食物を用意するのも不要だということを、彼らに注意してやるべきである。そして特に提灯を灯すのは、そのような意図からではなく、共通の歓びを享受するため、または支配者たちに対し従順であるために、それを行なうように注意してやるべきである。」⁽²⁰⁾

要するに右の趣旨は、益行事を非宗教行為と宗教行為

とに分け、前者への参加は容認する一方、後者は迷信だとした上で、支配者の命によりその行事に参加すること自体は許容する。しかし同時にそこに込められた異教的な念いは否定する、というものである。拝礼を伴うものではないので、その迷信的念いさえ除去すれば、行事に参加すること自体は罪科にはならない、としたものであろう。

一五九二年の第一回イエズス会日本管区会議の後、ピル・デ・ラ・マタが管区代表としてローマに派遣されたが、その際は彼は慣習を異にする異教国日本で布教を進めるに当って直面した、倫理神学上の諸々の疑問を解決するために、スペイン・ポルトガルの神学者や総会長に諮問する任務を課せられた。その諮問事項の一つに、偶像崇拜と迷信に関するものがあつた。それは次のような事柄である。

異教徒の領主が神社仏閣を建てる際、その命によりキリスト教徒の家臣が建築工事に協力することは、許されるか。寺に祈りに行く異教徒の領主に同行する際、キリスト教徒の家臣が領主の命により、数珠や香を持って来たり、祭壇に火を供えたり、そこで焼香をすることは許されるか。領主に倣って膝を折る（拝礼の意味である

う)ことは許されるか。日本の祭りに際し、神輿が自分の家の前を通るに当って、キリスト教徒が木の枝で家を飾ることは許されるか。祭りに際し、キリスト教徒がその踊りに参加することは許されるか。キリスト教徒は異教徒の領主の命により、「南蛮誓詞」に署名することは許されるか。キリスト教徒が盆行事に当り、民衆と歎びを共にするために、提灯を灯すことは許されるか。異教徒の領主に疑われたキリスト教徒の妻や家臣が、領主の命により火起請・盟神探湯をすることは許されるか。⁽²¹⁾

右の内、盆行事への参加問題の箇所を次に示す。

「異教徒の日本人は毎年靈魂の祭りを行なう。その際彼らは、靈魂がここに帰って来ると信じ、靈魂のために食事の用意をする。また靈魂が道に迷わないように、窓に提灯を灯す。異教徒と一緒に暮らしているキリスト教徒が、かかる迷信を信じるわけでも、躓きを来すわけでもないと仮定して、彼らの窓に提灯を灯すことが許されるのかどうか、疑問である。それは、民衆の共通の歎びに加わるためであり、また自分の支配者を怒らせないためである。というのは、支配者の命に背いたりしたら、日本人は重大な危険に陥るからである。」⁽²²⁾

マタが見解を徴したアルカラ大学のガブリエル・バス

ケス(イエズス会士)の回答が伝存しているが、右の盆行事への参加問題についてバスケスは、祭りの踊りに参加することや、「南蛮誓詞」に署名することと一緒に回答している。これら三件についての彼の見解は次の通りである。

「同じことをこの良心問題についても、繰り返さねばならない。従ってこれら三つの良心問題については、偶像の崇拜者の如き外観を呈することのないよう、虚偽の宗教を信奉しているように見えないう、留意せねばならない。単に躓きの理由だけでなく、その評判を招く理由、外観的な信奉行為の理由も、そこに存在してはならない。たとい何人かがこれを機会に罪を犯すことがなくても——それはまさに躓きそのものであるが——、その外観的行為が偶像への礼拝であるかのように何人かに思われたら、この理由だけでその外観的行為は許されない。というのはそれは、虚偽の宗教を信奉していることとなるからである。

「列王の書」下、第五章⁽²³⁾で、預言者エリゼオがナアマンに「安心しておいでなさい」と言った時も、ナアマンはエリゼオに、リムモンの神殿に参拝する許しを乞うたわけでも、預言者がそれを許したわけでもなかった。ナ

アマンは、自分の主人に従ってリムモンの神殿に入る時には、参拝しなければならぬ羽目になるので、その場合は神がその罪を赦して下さるよう、自分のために神に祈ってほしいと同予言者に頼んだのだ。預言者が「安心しておいでなさい」と言ったのは、彼のために祈る旨約束したのだ。」

盆行事への参加問題に対するバスケスの回答は、右の通りである。尚バスケスの回答全体は、イエズス会総会長並びにローマ教皇によって承認された。つまり先のゴメス著『要綱』の記載と併せ、盆行事に対するこの当時のカトリック教会の、公式見解だと見てよいであろう。そしてその趣旨は、盆行事を非宗教行為と宗教行為とに分け、前者はキリスト教徒が参加することも可、後者は原則として不可というものである。特に後者について付言せねばならないが、ここで宗教行為と言うのは、礼拝行為のみを指すわけではない。直接礼拝という行為を執らなくても、そこに宗教的な——つまり異教的な——念いが込められていると見做されるような行為は、不可というものである。支配者対策から、キリスト教徒がその種の行為を行なうのを、直ちに一切禁じるといふものではないが、基本的には右の通りであったと言つてよい。

ここで一応参考までに、盆以外の偶像崇拜を巡る良心問題に対する、バスケスの回答を次に見てみる。

神社仏閣の建築工事に、キリスト教徒が協力することは許される。それは犠牲に供するためと分かっている。ユダヤ人に小羊を売るのが許されるのと同じである。異教徒の領主の命により、キリスト教徒が数珠や香を持つて来ることは、たといそれが偶像崇拜に使用されること——つまり礼拝や、焼香は許されない。偶像崇拜の印だからである。礼拝と同じ行為から成っているからである。たとい偶像礼拝の意思がなくても、これを行なうことは許されない。偶像信奉の外観を呈する行為は、完全に悪だからである。しかし私がこう判断するのは、それらの外観的行為が、そこに居合わせた者の目に礼拝と映る場合である。もしも凡ての人々がその正しい意思を知っているならば、罪ではない。というのは虚偽の宗教の信奉ではないからである。祭りに際してキリスト教徒が木の枝で家を飾ることについては、先の焼香についての判断がここでも有効である。(祭りの踊りへの参加、南蛮誓詞への署名、盆行事への参加についての回答は、先に記した)。火起請・盟神探湯については、その行為に迷

信的なものが秘められていない限り、妻や家臣はより大なる悪を避けるために、その試しに臨むことは許される。⁽²⁵⁾

偶像崇拜を巡る諮問に対するバスケスの回答は、以上の通りである。盆行事も含めて、異教的行事への参加問題を巡る、教会の見解をここに纏めてみる。

- 一、盆などの異教的行事の一環として行なわれるものであっても、踊り等の非宗教行為への参加は許される。
- 二、偶像礼拝ないし礼拝の一環と言える行為は、許されない。但し同じ行為でも、偶像崇拜の心を持たないことが凡ての人々に明白な場合は、罪にならない。
- 三、右の二は自らその行為を行なう場合であるが、他人の偶像礼拝の行為を、結果的に助けることになる行為であつても、それは許される。

今ここで問題にしている盆行事に対するイエズス会の見解としては、盆行事本来の宗教性を帯びた行為は異教的なものとして否定し、それにキリスト教徒が参加するのは、原則として容認しなかつたということをも、改めて確認しておく。

五

盆行事を否定したキリシタン教会は、日本人信徒への

対策として、諸聖人の祝日を盆の代替として普及させようと試みた。一五五七年一〇月二八日付け平戸発、ヴィレラの書簡に次のように記されている。

「一五五六年」一月われわれは、説教その他の勤めを始めた。説教の主題は最新のもの四つで、死・地獄・審判・光榮である。諸聖人の祝日 [dia dos finados 一月一日] から始めて——その日にわれわれは死者たちのために盛大な儀式を行なった——、降誕祭の八日前まで、毎日説教を行なったが、当地にいるキリスト教徒は殆ど皆来た。この期間中われわれは黒衣で覆った墓を設けて、答誦をしながらそこに出る。そしてそれらの聖儀式の意味を、彼らに説明する。われわれが当地でこれを盛大に行なうのは、重要な理由あつてのことである。即ち、靈魂の不滅と最後の審判を、彼らに分からせるためであり、既に改宗した者が、唾棄すべき彼らの誤謬に戻らないようにするためである。というのは、当地のこれら異教徒は、死者のために多くの偶像崇拜「の儀礼」を行なうからである。彼らは一年の内死者のための決まった日を持つ。それは月の八月「陰曆七月」であるが、その日には山に多くの篝火を焚き、提灯を点じ、各人が自分の先祖に供物をする。夜間この火を焚く時に、「先祖が」この

世に還つて来ると彼らは言う。他の多くの事柄同様、この点でも彼らは大きな誤謬を犯す。⁽²⁶⁾」

一五五五年九月二三日付け平戸発ガゴの書簡にも、右と同じ趣旨が記されている。⁽²⁷⁾ 盆行事を異教的儀礼として否定し、その代替として諸聖人の祝日を普及・定着させようという試みは、日本布教の早い時期から行なわれたことが分かる。ザビエルが返答に窮したような日本人の宗教的心情に対し、早急に対策を講じる必要に迫られたものであろう。

勿論代替の意味を持たせようとしたのは、両者に共通性有りとは判断したからである。フロイス著『日本史』にも、一五八六年豊後での出来事を記している中で、「われわれの間での諸聖人の祝日 [dia dos defuntos] の如きものである、第七の月に行なわれる盆と称する祭り⁽²⁸⁾」と見える。

この日本イエズス会の政策は、終始一貫していると云つてよい。前引「巡察師の規則、一五八一年一月」に次の文が見える。

「諸聖人の祝日 [dia dos defunctus] や festas dos oratorios は、それが可能な所では、大なる荘厳さをもって、歌ミサを行なつて祝うこと。諸聖人の祝日 [dia dos

finados] には、それ「歌ミサ」を挙げ、宵課を唱え、そして凡ての人々に蠟燭を持つて集まるよう指示し、「この日の祝いを」行なう目的について、彼らに明らかにすること。⁽²⁹⁾」

「服務規定、一六一二年」には、この日の祝い方について更に詳細な指示が見える。「諸聖人の祝日 [dia da comemoração dos finados] は、それが可能な場合は、最高の荘厳さをもって、歌ミサを行なつて祝うこと。特に重立ったカーザにおいてはそうすること。小さなレジデンシアでは、何らかの形でミサを挙げること。凡ての教会では、この祝日について説教を行なうこと。重立った教会では、聖務日課を唱えること。少なくとも宵課を唱えること。それら「の施設」やその他のレジデンシアでは、ミサが終わつたら墓地まで行列を行なうこと。その際パードレは、「ミセレレ」かまたは「デ・プロフンデイス」を唱えながら行くこと。墓地に着いたら、パードレは洗礼盤にある祈りを唱えること。そして死者たちの墓穴に聖水を撒布し、その後で香炉をもって香を撒き、最後に全員に死者たちの靈魂のために、「主禱文」を三度「天使祝詞」を三度、大声で唱えさせること。〔下略〕⁽³⁰⁾」

右の「服務規定」は、先の「巡察師の規則、一五八一年」の規定と趣旨は同じであり、指示が細部にわたっているに過ぎない。つまり、日本在来の宗教的心情である祖先崇拜に応える意味で、いわば盆行事の代替として、諸聖人の祝日を普及・定着させたいとの意図は、一貫していたと言つてよい。しかし盆と諸聖人の祝日との間には、一見共通性があるようで、結局は全く重なることが出来ないと言ふべきであろう。諸聖人の祝日とは、天国にある凡ての人々の記念日である。⁽³¹⁾この日を祝つても、異教徒の儘死んだ先祖の霊を氣遣う、日本人信徒の心を慰めることにはならないし、盆の代替になる筈もない。キリシタン教会は、日本在来の宗教各派を否定したことは勿論であるが、盆行事に象徴される日本人の宗教的心情に如何に応えるか、苦惱したと言つてよい。

それでは異教徒でなく、キリシタンに改宗して死んだ先祖ならばよいか。諸聖人の祝日が天国にある凡ての人々を記念する祝日であるのに対し、日本在来の祖先崇拜は、神となつて家を守ってくれる、先祖の霊を祭るものである。元来祖先崇拜とは無縁のキリスト教の祝日とは、どこまでも平行線である。

* * *

イエズス会士が日本人の宗教的心情に理解を示した表れとして、葬儀を丁重に立派に執り行なうよう配慮した点も、指摘せねばならない。フロイス著『日本史』には、異教徒がキリシタンの葬儀を見て感心し、キリシタン宗に匹敵する宗教はない、と語つた旨記載されている⁽³²⁾（一五五五年平戸についての記事）。宣教師たちによるこの種の証言例は多い。ロペス・ガイ神父は、日本人の宗教心を理解したキリシタン宣教師が、それに適應するため執つた重要な政策が、仏教の葬儀に勝る莊嚴なキリスト教葬儀を挙行することであつたとし、それが布教上大きな成果をもたらしたと言ふ⁽³³⁾。だが布教成果については、宣教師の報告は慎重な読み方をせねばならないであらうし、それに第一、祖先崇拜を基層に持つ日本人の宗教的心情への対応という観点に立つなら、葬儀を莊嚴に行なうことによつて解決出来る事は、限界があると言ふべきであらう。

六

キリシタン宣教師が日本の仏教の欺瞞性を力説する際、その理由の一つに挙げるのが仏僧たちの物欲である。ヴァリニャーノはその『日本諸事要録』（一五八三年）

の、仏教の欺瞞性を論じた記載の中で、日本人が仏僧に多くの喜捨とレンタを与えるので、その人数は増加し日本中に寺領を有すると記す⁽³⁴⁾。彼は『日本諸事要録の補遺』(一五九二年)では、その後信長や秀吉の対仏教政策もあり、寺院の誇る権勢も大分失墜した旨記述する⁽³⁵⁾。しかし兎に角彼は、日本人が仏僧や寺院に対して行なう供養が、キリスト教的な喜捨とは全く意味を異にする点には、考えを及ぼしていない。彼にとって日本人が仏僧や寺院に行なう寄進は、いわば日本の仏教の墮落を物語るものでしかない。

ヴァリニャーノと同様な見方をしたイエズス会士が、少なくともなかったことも事実であろう。彼らの指導によるものであるが、キリシタンに改宗して間もない大村純忠は、益に際して仏僧は多額の喜捨を受けるが、この古来の風習をよりよい行為に変えようと決心して、仏僧はやめて貧者に食物を供与させることにした⁽³⁶⁾と言う。

一五六五年一月二〇日付け、フロイスの書簡を再度引用する。「説教者」の「仏僧」は通常雄弁な人々で、「他人を」巧妙に説得する。彼らは皆人民に依存して暮らしている。というのは、「人民は」その持てるものを凡て彼らに与えるか、または彼らが方策を巡らして、「人民か

ら」それを取るからである。それ故彼らは、「人民の」生きる拠り所となつてゐる、宗派の根幹の凡てを援用することによつて、仏僧に喜捨をするよう、寺に収入^{エントラダ}を寄進するよう可能な限り働き掛け、葬儀の挙行にはかねをかけて華美を誇示し、それに贅を尽くせば尽くすほど、あの世で大きな幸せを得ることが出来る、と説く⁽³⁷⁾。

仏僧が喜捨・寄進を集めるのは欺瞞性の表れと見做す点、右のフロイスも先のヴァリニャーノと同様である。ただ右の引用文中に「宗派の根幹の凡てを援用することによつて」仏僧は喜捨を集めた、との記述が見えるのは注目に値する。同書簡は、日本人が仏教で葬儀を行なつた場合、仏僧に対して如何なる布施がなされたかについても伝える。

「薪の充満した穴に棺を据え、点火した後」拜礼が終わり、遺体を焼いた後、仏僧一人一人にその位に應じてかねが与えられる。松明を取つて葬儀を行なつた者には、金五・一〇、または二〇スクードを与える。また他の仏僧には、各々金一スクードを銀または銭で与える。当地の銭は真ん中に穴のあいたクワットリーノ貨に似ているが、一〇〇枚で一テストネ以上に値する。死者がその「葬儀の」ために遺したかねが、このように配分された

上で、仏僧たちは去り、机上の食物は癩病の貧者や、遺体を焼いた者たちに与える。然る後、その葬儀に参列した人々が、そこを立ち去る。

翌日、死者の子息・親戚および友人たちが、金箔をした容器を持って穴に行き、灰と骨および歯を集めて帰り、これを布に包んで家の中央に置く。多数の仏僧が来て葬儀を行なう。その七日後に彼ら「仏僧」は同じ「葬儀」を行なう。その後遺骨を所定の場所に持って行って納骨し、その上に「故人が」崇拜していた悪魔の名を上から下へ認めた四角い石碑を置く。子息は毎日そこに行つて薔薇と、死者が来て飲むための水とを供える。かくして、第七日・第七月・第七年、および一五日毎に必ず彼らは家で彼「死者」のために勤行チエレモニーを行ない、その家で仏僧たちは食事を饗せられ、報酬パガメントを受ける。これらの勤行には多額のかねがかかる。もしも貴人にして富者ならば、少なくとも二―三〇〇スクードをこれに費やし、貧者なら二―三〇〇「スクード」を使う。無一文と言えるほど貧窮甚だしい貧困者は、夜陰に乗じて密かに、葬儀38をせずに、それ「遺体」を捨て場に持って行って埋める。³⁸

右の記事は、当時の日本人の葬儀の有様を知る上で、興味深い史料と言えよう。先の盆法要に際しての仏僧へ

の布施行為と言ひ、葬儀に當つての布施と言ひ、或いはもつと日常的な寄進行為と言ひ、死んだ祖先・近親者の靈の菩提に資する、廻向として行なわれるものである。キリシタン宣教師がそのことをある程度承知していても、異教を否定する彼らはそれを、仏教界の墜落を裏付けるものと考へ、異教的行為として邪惡視する。³⁹

ヴァリニャーノの所謂適應主義は、『日本イエズス会士礼法指針』に見られるような日本の儀礼への適應、日本的婚姻や利子徴取の如き、社会慣習への適應等が主だと言つてよいであろう。つまり宗教色のない事柄に限られる。日本において布教が比較的自由であつた時代には、イエズス会は激しい寺社破壊を行なつたのだ。中国天主教とキリシタンとを軽々に比較することは、慎しまねばなるまいが、中国の典礼問題は、孔子崇拜・祖先崇拜等の民族信仰的諸儀礼に、キリスト教徒が参加するのを容認するか否かをめぐる論争である。マテオ・リッチはそれを、宗教行事に非ずとして容認した。イエズス会とスペイン系托鉢修道会との間の、この論争が大問題に發展したのは、適應の対象が宗教性のある事柄であつたからである。しかしこれはいわば中国の特殊事情で、日本では宗教色を帯びた事柄への適應は、これまで取り上げら

れたことはないように思う。

「ヴァリニャーノの服務規定、一五九二年」から「ヴァリニャーノ・パシオの命令、一六一〇年」（パシオの補正箇所）への移行に伴って行なわれた、喜捨受納に関する規則の変更は、日本の宗教色のある事柄に対する適応、という観点から取り上げることが出来る、殆ど唯一と言ってもよい事例ではないかと思う。ミサ等の聖務は飽くまで、無償で行なわれねばならない。それは『會憲』に明確に規定されている。従って日本イエズス会においても、通常の場合はこの点、『會憲』を遵守する姿勢を堅持している。しかし唯一死者のためのミサ挙行に對しては、その際に与えられる喜捨は、イエズス会士の用のためであれ受納してもよいとした。理由は同様な場合、仏僧に布施をするのが日本人の習わしであり、代償の意味を持つものではない、という点を挙げる。

仏僧への布施、寺院への寄進は、勿論代償とは趣旨を異にする。単に習慣に順応するというだけで、このような重大な規則変更を決したとは、考えられない。一六一〇年の命令には、従来は日本の事情がよく分かっていたが、日本において経験深く、学識あるイエズス会士たちに諮って、規則の変更を決めたと記されている。

仏僧への布施が、死者の靈の菩提を祈念する廻向の意味合いを持つことは、イエズス会士はある程度承知していたであろう。それを承知の上で、たといそれが仏教と融合したものであっても、日本人の祖先崇拜を無下に否定することをせず、或る限られた一局面のみではあるが、異教的な宗教儀礼の一環とも言うべき行為を容認して取り込むことによつて、その宗教的心情に訴えようとしたのではないであろうか。中国において儒教的儀礼への参加を認めたいイエズス会士である。たかがこれしきの異教的儀礼を、飽くまで排除したとは考えられない。一六一〇年の命令における喜捨受納規定の改正は、右に述べた如くかなり重要な意味を持っているように思う。

七

『會憲』に抵触しかなない「ヴァリニャーノ・パシオの命令、一六一〇年」の政策変更に對し、イエズス会本部は如何なる対応を見せたのであろうか。「歴代総会長の服務規定と命令の集成」（一六一九年七月一三日付け、日本にて作成）の記述を、先ず見てみる。

「総会長エヴェラルは次のように命じた。キリスト教徒が死者のため、またはその他の必要のためのミサを、

わが会員に挙行してもらうために、行なうのを常とする喜捨は、単に受納してはいけなだけでなく、会員の命令によつて貧者に配分することも、その他の慈悲行為に充てることもしてはいけな、相手が誰であれ個人にそれを与えるよう、命じてはいけな、と。総会長クラウディオも、同じことを確認している。しかし同総会長「クラウディオ」は、日本のキリスト教徒は、死者の靈魂のためにミサを挙行してもらうために与えるその喜捨を、受納してもらえないと躓くということを了解し、次のように言う。いろいろな面からの理由に鑑み、こういう物事はわれわれの用のためには、決して受納してはならない。われわれの『会憲』の真摯な精神に反するかである、と。しかし、キリスト教徒が陥る前述の如き躓きを避けるため、およびこれによつて良き習慣が育つていくことをも考慮して、当面は誰か善良なキリスト教徒に委託して、かかる喜捨を受納させることのみを許す。われわれに贈与された物としてでも、パードレへの喜捨としてでもなしにである。そしてわが会員がそこに介入することなく、彼「その善良なキリスト教徒」をして、困窮している人々にそれを配分させること。さらにキリスト教徒をして、少しづつイエズス会の行動様式を修得

させること。一般的な話として更に、「同」総会長は次のように言う。この日本の新しい教会が、寄進という稱賛すべき習慣に馴染むように、わが会員は教会や礼拝堂エルミダスにおいて寄進された物を受納して、その凡てを貧者や洗礼志願者カテクメノスに配分してもよい。但し、前述の寄進を享受出来る筈の小教区主任司祭コサスが、それら「の教会・礼拝堂」に入らず、「寄進が」前述の教会や礼拝堂にとつて必要でない間に限る。また、それら「教会・礼拝堂」の何れにも、決して喜捨用に献金箱を置いてはいけな、⁽⁴⁰⁾と。

右の文は、先に引用した「インディア管区統轄に関する諸々の事柄の要録、一五八八年四月」の喜捨受納に関する箇所と、一部要略してはいるが殆ど同文である。⁽⁴¹⁾従つて日本イエズス会が一六一〇年に、現地適応の一環として、この件について政策転換を行なったことに対する本部の反響は、右の記録からは分らない。

総会長の日本イエズス会に対する指令の内、多少関係がある内容のものは、一六一四年三月二五日付け総会長アクワヴィーヴァの、長崎の院長ジェロニモ・ロドリゲス宛て指令である。一応挙げてみる。

「キリスト教徒が死後教会に遺贈する道具ドグスの内いくつか

つかは、寄進としてイエズス会「の用」に宛ててもよい旨、巡察師パードレ・フランチェスコ・パシオがその命令の中で明らかにしたことが、総会長に報ぜられた。「総会長は」回答する。死者がその靈魂のために遺贈する喜捨が、貧者に配分されるべきであるなら、その「貧者の」数の中にその「イエズス会」カーザが加わっても、不都合を認めない。またこれが清貧に反し、清貧に關してわれわれの『会憲』が命じていることに、反しはせぬかと懸念すべき材料は、ないように思われる。⁽⁴²⁾

右が一六一〇年の日本イエズス会の決定に対する、総会長の意思表示であるのか否か不明である。もしもそうであるなら、何らかの手違いか故意か、的外れの内容と
言うべきであろう。

八

喜捨受納に関する日本イエズス会の規則、およびその問題点等について論じてきたが、キリシタン教会の現実を踏まえて、いまま少し考えてみたい。

喜捨は理念的に重視されるものではあつても、現実にはキリシタン教会の財源としては、余り重きをなすものではなかつた。キリシタン史研究においては、このことは

すでに通念になつていふと言つてもよいであろう。前引ヴァリニャーノ『日本諸事要録』の、日本人に喜捨を求めめるのはむしろ有害だとした記載などが、こういう通念を生む素地となり、そして日本イエズス会の経済基盤の現実が解明されてきたことが、それを定着させたと言つてよいであろう。

『日本諸事要録』の先の記述は、托鉢修道士の日本布教参入を阻止する思惑から出た発言であるが、ヴァリニャーノは恐らく同じ第一次日本巡察の時に、日本における喜捨の問題をめぐつて一通の文書（日付なし）を書き遺している。次にその全文を示す。

「日本では異教のホンズイ僧のモナステリ寺院は富裕であるにもかかわらず、領主や他のキリスト教徒がイエズスのパードレたちを援助しないのは何故か、との疑問に答えて日本の巡察師パードレが書いた報告の要録。

第一の理由は、凡ての人々が貧しいからである。ことに下シモの人々がそうである。そこは山地で不毛の国々である。領主たちは現在辛うじて、彼ら自身と彼らの家族を養うに足るだけの、米産の土地を最初から保持してきた。そして残余の土地は、彼らの家臣である貴族や百姓に分配してしまつてゐる。彼らは皆、戦いに際して領主に奉

仕せねばならない時は、領主たちは出費することなく、また領主から給与を受けることもなしに、出陣する。彼らはそれ以外の奉仕もする。彼らは非常に逼迫した暮らし振りで、家に五、六人の従者を、彼らの妻も同数の下女を持つにすぎない貴族がいる程である。主人と従者の一部は皆絹を着て、それでいて通常所得は年に米一五〇俵しかないのだ。このためほとんど半分は、僅かばかりの米に草を混ぜて食べる。京都メアコの国々では、成る程これほどまでに貧困ではないが、一般に富裕でもない。それでもとりわけ外国人は、領主や貴族に何らかの物を贈るのが、古来の慣習シモである。

第二の理由は、下と豊後の国々の王たちは、何年も前から戦いのために、多大な労苦を強いられてきているからである。このため収入が減り、出費が増えた。京都では今までに、大身のキリスト教徒は二、三人いるだけである。

第三の理由は、あのキリスト教徒たちはまだ若木であり、しかも富裕ではない。そのため大きな援助をすることは出来ないし、たとい出来ても、異教徒がわれわれに浴びせる、われわれは彼ら日本人に生活の糧を求めてやって来たなどと言う中傷が、真実であるかのような疑

惑を人々に与えないために、彼らにそれを要求するのは適当ではないからだ。

仏僧ボンズイの寺院モナステリが富裕なのは何故かという理由は、日本全国が一人の王の支配下にあった、隆盛の時代にそれらが創建されたからである。

第二の理由は、寺院は代々領主から、多くの土地が与えられてきたからである。というのは、次男は通常仏僧になるからである。

第三の理由は、彼らは欲望に即して法を説くが、われわれは凡てが逆だからである。また彼らはこの国の人々であるが、われわれは外国人である。それだからこそ却って、神の全善に感謝せねばならない。それによってわれわれは、かくも歓迎されているのだ。この僅かな期間に聖信仰が、これほど伸展したのであるから、現在援助を受けていないのは、驚異的なことである。しかしわれわれは、教皇聖下やその他ヨーロッパの大勢の人々に対し、聖パウロが行なったごとく、「募金をおこなうように」⁽⁴³⁾訴え、要望する⁽⁴⁴⁾。」

右の文書の趣旨は、『日本諸事要録』⁽⁴⁵⁾第二十八章と同じである。要するに日本では、領主といえども経済的余裕に乏しく、教会への援助など期待出来ないし、かりに出

来ても異教徒の中傷を裏付けることになるから、援助を求めない方がよいと言うに尽きる。日本人の喜捨には依存せず、ヨーロッパにそれを求めようとするヴァリニャーノの方針は、その後も一貫していたと言つてよい。

* * *

先に述べた通り喜捨の受納をめぐる、規則においていろいろ面倒な定めがあつたのは、要するにイエズス会士の側から喜捨を要求することと、聖務の代償としての喜捨を受納する件についてであつて、信徒が自発的に行なう喜捨は問題がない。それは飽くまで愛徳行為であり、善行である。一五八五年九月一三日付け日本発コエリヨの総会長宛て書簡に、次のように見えている。

「〔教皇〕聖下とフェリペ国王から援助を受けて、物質面の補給をすることも必要だ。わが会員やこのキリスト教会を少なく共、何年間か維持することが出来るように。というのは原住民が司祭になり、日本の領主が大勢改宗すれば、そのために大いに援助することは疑いないからである。尤も彼らは資産^{ポツセ}を持たないので、全額とはいくまいが、かなりな部分にはなるであろう。有馬の領主ドン・プロタジオが、敵に勝利を収めた後に、われわれにいと簡単に土地を与えたことから、このことが分か

る。その土地から大凡四〇〇ドゥカドのレンタが入る。

日本人は異教徒ではあつても、死者が出たらその靈魂のために、仏僧を養うためのレンダを偶像^{パゴダ}に寄進するのを常とする。その彼らがキリスト教徒になれば、同国民の司祭に対し一層簡単に、同じことを行なうであろう。また彼らは異教徒であるが故に、彼らの偶像について抱いていることを基に、われらが主なる神の法や神の救済の真理について、非常に違つた考えを抱いている。それ故われわれもまた当初は、彼らの物質的な諸物をわれわれが狙つているとか、それを必要としているということを、彼らに悟らせないようにしてきた。それによつて聖福音に対し、更には彼らに救済を説く自由に対して生じるかも知れない、あらゆる障害を避けるためである。⁴⁶」

右のコエリヨの記載を検討してみる。

一、特に外国人イエズス会士が日本人の喜捨を、当てにしていると思わせないように、当初は意識的に要求するのを控えたとの趣旨は、ヴァリニャーノの『日本諸事要録』や、喜捨をめぐる先に挙げた文書の記述と、基本的に同じである。

二、ただ日本人は死者の靈のために、寺院・仏僧に寄進をする慣わしがあるから、日本人が司祭になれば、教

会に大いに喜捨をすること疑いなし、とも記している。日本人聖職者の養成と喜捨受納とを、結びつけて論じている。一は、外国人イエズス会士だからいけないとの趣旨である。現実に日本人司祭が誕生するのは、一七世紀になってからである。先に見た如く一六一〇年に、喜捨受納に関する政策が改められた意義は、死者追善供養を行なう日本人の心情を理解し、その上に立って適応政策を一步進めたという点にあると思う。だが更にそれに加えて、喜捨受納の観点から、司牧者は日本人の方が望ましいとの認識があったとすると、尚更この問題は、適応主義の一段の徹底という視点から、取り上げるべき事柄だと言わねばならない。

三、日本人が聖職者に喜捨をする志に篤い例として、有馬晴信のケースを挙げている。島津・有馬連合軍は島原合戦に勝利を収め、龍造寺隆信は天正一二年三月二四日(一五八四年四月二四日ユリウス暦)討死した⁽⁴⁷⁾。有馬晴信はこの合戦に臨むに当り、勝利を得た暁には高来の一寺院の寺領をデウスに寄進する旨、デウスに誓いを立てた。晴信はこの誓いを実行するに際し、キリシタン宣教師の利を慮って、その寺領の代わりに浦上の地を寄進した⁽⁴⁸⁾。そこから入るレンタについて、右

のコエリヨの書簡には(年に)四〇〇ドウカドと見える。この点一五八八年の日本イエズス会年報には、「毎年五〇〇クルザド以上⁽⁴⁹⁾」と記されている。ヴァリニャーノの「弁駁書」にも、「五〇〇ドウカドのレンタ⁽⁵⁰⁾」と見える。

コエリヨは先の書簡の中で、右の有馬晴信の浦上寄進を例示するが、大村純忠による長崎・茂木の寄進(一五八〇年)には触れない。これがそれぞれの寄進の事情の相違を、映すものか否かは明らかでない。しかしその点は、今ここでは余り重要ではない。コエリヨの言う、仏僧に寄進をする日本人には、教会も同様かそれ以上を期待し得るとの趣旨自体は、一五九四年一〇月一七日付け長崎発、パシオの総会長宛て書簡にも記されている。

「この日本「イエズス会」の困窮は、いつまでも続くものではないであろう。というのは皆が、否大部分がキリスト教徒になれば、丁度日本人が仏僧に信仰心を持っていた時に彼らに与えた如く、教会聖職者を支えるために多大な収入を与えることは疑いない。今や彼らは目を覚ましつつあり、彼らの宗派では救いは得られないこと、⁽⁵¹⁾ 仏僧はペテン師だということが分かってきた。」

前述の通り、パシオが巡察師であった時に作成された

規則において、日本人の喜捨を積極的に受納する姿勢に変わった。そのパシオの右の記録は、注目に値する。コエリヨやパシオの見解をもう一步進めて、『会憲』の理念に即して経済基盤のあるべき姿を、模索したと評してよいのがメスキータである。彼は貿易収入と喜捨収入とを、黑白をつけて対比的に論じている。彼の貿易批判論については、旧著に記したので繰り返さないが、その主旨はイエズス会が行なっている貿易を止めれば、日本人の喜捨を一層期待出来るというものである。それを裏付ける例として、家康がイエズス会士に対して行なった経済援助に言及する。また他の多くのイエズス会士同様、仏僧に対して日本人が手厚い寄進を行なうことにも触れている。⁽⁵²⁾メスキータの書簡を一点だけ挙げる。一六一三年三月一〇日付け長崎発、総会長宛ての手紙の一節である。

「日本」航海のナウ船が、凡ての財貨を積んだまま燻沈した後、ここ何年か行なわれてきた如く、キリスト教徒による支援と喜捨とを期待することの方が、より確実且つ教化的である。尤もこれは余り快いものではない。というのは人々に乞い、そして依存するのは辛いことだからである。しかし神に頼りその愛によって行なえば、

容易であり批判を受けることもない。この点われわれは、日本の異教寺院の聖職者である大勢の仏僧に、好例を見る。彼らのことを、日本の領主はレンダにより、民衆は喜捨により、極めて潤沢に養い、彼らのために豪華な寺院を設立する。宗教とその聖職者を援助し、恵みを与え、尊敬する点で、私はこれまでにヨーロッパでもインディアの地域でも、日本人に優る国民を見たことがないのは、確実である。これについて私には、京都とここ^{（ミヤコ）}下^{（バイショ）}において、三〇年以上にわたって日本人と付き合ってきた経験があるのだ。⁽⁵³⁾」

メスキータは日本人を聖職者として、積極的に登用すべきだとする意見の持ち主であったことも、⁽⁵⁴⁾ここで指摘しておくべきであろう。

以上イエズス会宣教師の代表的な意見を挙げたが、要するに一 上下日本人のキリシタン改宗の進展に伴い、彼らの喜捨は確実に期待出来る。二 その根拠は仏僧に対する寄進の事実から、宗教家を援助する篤志を日本人に認めるといふものである。

つまり、生活の資を求めてやって来たと誤解されるといけないから、日本では喜捨を求めてはいけない、との先のヴァリニャーノ著『日本諸事要録』その他の記述の

如きは、他の在日イエズス会士大方の見解とは異なる、彼独自のものだと思ふのが正しいようだ。托鉢修道会の日本布教参入を阻止したいとの思惑が働いたこともあるうが、それはむしろ従であろう。彼がこのような考えを持ったのは、異教が絡む事柄への、強い拒絶反応の表れと言ふべきであろう。宗教色のない事柄については、あれ程周囲の異論を排してまで、積極的に現地適応を推進したヴァリニャーノであるが、ひとたび異教が関わる事柄になると、柔軟な思考が出来なかつたと評してよいのではないか。先に考察した通り「ヴァリニャーノの服務規定、一五九二年」に至るまで、喜捨受納に関して一種硬直的な見解への固執が認められたのは、ヴァリニャーノの適応主義の限界を示すものと言えよう。

日本における喜捨受納を巡る、ヴァリニャーノの考えを示す史料を、今一点挙げる。フランシスコ・ロドリゲスが管区代表としてローマに行くに当って、総会長に交渉し要請すべき要件を、ヴァリニャーノが列挙した文書（一六〇四年初、マカオ）の一項である。本文書は全部で二〇項目の内、経済問題が七項に上る。次に引用するのはその内の一である。尚ロドリゲスは、ローマに行く途中遭難死亡しており、課せられた任務を果たすこ

とは出来なかつたが、本文書はヴァリニャーノの見解を知る史料にはなり得る。

「第七の交渉事項は、日本及びシナ向けにいくつかの小さなコレジオを、創建するために採り得る方策について、総会長と話し合うことである。その方策とは、毎年五〇〇クルザドまでのレンダを与えてくれるような何人かの信徒や友を、そのコレジオの設立者だと言明して満足させることである。たとい彼らがコレジオの建設やその家具のために、これ以上何も与えてくれなくてもよい。というのはこのレンダで、イエズス会士一二人一五人と何人かの原住民同宿を、養うことが出来るからである。この件は既に何度も書き送った通りである。このレンダは非常に少額なので、設立者にしてやることによって、それ「レンダ」を贈与してくれる枢機卿・領主・高位聖職者・友の商人を何人か見付けるのは容易であろう。これは日本とシナにとって、大きな救いとなるであろう。」⁽⁵⁵⁾

コレジオの「設立者」は、一種の荣誉ある称号と言つてよい。事実「〇〇管区コレジオ・レジデンシアの設立者の名簿」「〇〇管区の慈善家の名簿」と題して、彼らの功績を称えた記録が作成された。つまりヴァリニャーノは、その称号を付与することによって、レンタ寄付者

を募るよう、総会長と話し合つて尽力せよとの指示を与えている。ヴァリニャーノは実は『日本諸事要録』（一五八三年）の中でも、右と同じ趣旨即ち、日本のカーザやコレジオ、否日本管区全体の「設立者」たる榮譽を与えることによつて、教皇・国王・枢機卿からレンタの贈与を受ける尽力をしてほしい、と総会長に要望している。⁽⁵⁶⁾

ヴァリニャーノは自ら、ポルトガル国王に対して日本イエズス会への喜捨を熱心に要求し、またその要請は多少は叶えられた。⁽⁵⁷⁾ また枢機卿からの喜捨も、現実にヨーロッパで行なわれているのであるから、日本に対してそれを望んでも、実現の可能性はあると強調する。一六〇三年一月一五日付けマカオ発、ヴァリニャーノの総会長宛て書翰に、次のように見える。

「モンテアルト枢機卿猥下やエスフオンドラド枢機卿猥下が、多大な喜捨をしているとの噂が、当地で私の耳に入っている。日本「教会」の窮状を彼らに伝えれば、彼らは毎年四〇五〇〇ドゥカドを簡単に、日本に与えるかも知れない。⁽⁵⁸⁾」

このようにヨーロッパにおいて「要人慈善家」を募つて、日本イエズス会のレンタを持つことに執念を燃やしたヴァリニャーノが、それでは日本国内でも同様な努力

をしたかという点、そうではない。彼が日本国内にレンタを持つよう強く主唱したことを示す史料は、ないように思う。

日本国内に安定した経済基盤を据えることに、ヴァリニャーノは熱意を示さなかつたわけだが、彼の真意は『日本諸事要録の補遺』（一五九二年）の、「日本は戦・変動・国替が絶えないので、その「日本の」大部分がキリスト教になるまでは、国内に安定したレンタを購入することによつて、「日本イエズス会が」基盤を確立することは出来ない。」⁽⁵⁹⁾ といった記載から、窺い知ることが出来る。これはレンタ購入のことを言っているが、要は同じである。

イエズス会にとつて日本人の喜捨など、財源的には微々たるものである。先に述べたようにこの問題は、そこに意味があるのではなく、日本人の宗教的心情へのイエズス会士の理解と寛容の程が、これによつて炙り出されると言つてよい。一六一〇年パシオによる前記の如き政策変更は、在日イエズス会士の大勢が支持したと言つてよいであろう。そうだとすると、そこに至るまで永年ヴァリニャーノの、日本在来の信仰への極端な偏見に基づく政策が強いられたことは、矢張り布教成果の上に、

マイナスに作用したと言わざるをえないであろう。

* * *

パシオによる一六一〇年の規定が、その後現実に如何に運用されたを明確にすることは出来ないが、この点に關して少し触れてみる。マテウス・デ・コロスは一六二一年三月一五日付け日本発、総会長宛て書翰の中で、スペイン系托鉢修道士とりわけドミニコ会士が、イエズス会士が切り拓いたキリスト教会を横取りして、自分たちのコンフラリアを組織していると非難した後で、次のように記している。

「われわれの経験から、これら「托鉢」修道士が自分たちのコンフラリアを介して、われわれのキリスト教会を手に入れ、われわれを排除したいと望むのは、二つの思惑から出たことのように思われる。一つは、彼らは当地で自らを養っていけるレンダを持たないし、日本国外から届く確かな喜捨もないので、彼ら自身を物質的に養うための手段として、これらコンフラリアを獲得するのだ。というのは、各組衆は経費を賄うために、毎月或る額を支払う義務があり、また誰かが死亡したら、同じコンフラリアの「組衆」全員は、彼の靈魂のためのミサ挙行のために、献金をするからである。信賴の置ける人々

は私に、各人は銀一レアルを支払うと断言したが、私はもっと少ないと思う。このため彼ら「托鉢修道士」は、商業で暮らしを立てている人々の町に主に、コンフラリアを植え付ける努力をしている。というのは農民は通常貧しいので、故意にそのようなことはしないからである。第二の思惑は、将来に目を向けているようだが、それについては私は語らない。というのは尊師にはそれが、お分りになるからである。これら二つの狙いを達成するためには、この肥前国が最も適している。それはその諸港にはシナ人・スペイン人・ポルトガル人・オランダ人の殆ど凡ての船が渡来するし、またそこにはイエズス会が七〇年以上前から作ってきた、キリスト教会の本部があるからである。それ故彼らは、自分たちのコンフラリアを介して当地に入り込み、イエズス会士を排除する努力をしている。」

右の記述内容を整理する。

一、スペイン系托鉢修道士は、彼らのコンフラリアを植え付けることによって、イエズス会系のキリスト教会を横取りしようとしている。

二、その狙いは二つあり、一つはコンフラリア組衆の毎月の際出や、死者のためのミサに当たっての献金を、自

分たちの生活費に獲得することにある。

三、組衆一人当りの負担額は銀一レアルだという。(銀一レアルを明確にすることは困難であるが、一応の目処として、八レアル一タエル、即ち一レアル一マヌ二コンドリン五カイシヤ)。

四、そのためにも托鉢修道士は、貿易・商業地にコンフラリアを組織したが、肥前(長崎を指しているであろう)が最適である。

五、イエズス会教会を横取りする今一つの思惑は、将来の展望を描いてのことであるが、これについては総会長が承知しているので、語らない。

後述するようにフランシスコ会士マルティン・デ・ラ・アセンシオンは、イエズス会士は聖務謝礼金を独り占めにせんがために、他会の日本布教参入を阻止しようとしていると言ったが、コーロスはその主張を逆手に取った形である。ここで特に重要なのは右の二であるが、これが托鉢修道士系のコンフラリアについてだけのことなのか、それともイエズス会系コンフラリアもある程度共通性があるのかは、不明である。いずれにせよ先に見た如き、日本イエズス会規則の改変を考え併せ、死者のためのミサ挙行に際しての喜捨が、一般化していたこと

はある程度窺える。⁽⁶²⁾

五は矢張り、領土的野心のことを指しているのである。一六二〇年頃スペイン系修道士がなお、その種の念いを捨てきれずにいたのは、あり得ることである。

九

喜捨を財源にすることは、修道会員としての清貧理念の体現に尽きる。ここで清貧を巡るイエズス会士とフランシスコ会士との間の、論争に少し触れてみたい。喜捨を巡っては、例えばマルティン・デ・ラ・アセンシオンやマルセロ・デ・リバデネイラの報告書等には、信徒がフランシスコ会士に喜捨をするのをイエズス会士が盛んに妨害したとか、フランシスコ会士はまやかしの奇跡を演出して喜捨を集めたなどと、イエズス会士が吹聴するといったような記載も見える。⁽⁶³⁾しかしその種のいささか低次元の論議は措いて、清貧理念に関わる論争を取り上げる。

フランシスコ会士マルティン・デ・ラ・アセンシオンは、スペイン政庁にいるインディアスのコミサリオ、フランシスコ・アルスピアガ宛ての「日本の諸事情の報告書」(一五九六年一月大坂で書き終えたと推定されて

いる)の中で、清貧理念の面での在日イエズス会士との違いを力説する。

イエズス会士は貿易をして莫大な収益を上げ、日本国内にも多くの領土を有する。しかしイエズス会士以外にも大勢の教区司祭まで養なわねばならないとなると、イエズス会リポルトガルの経済基盤のみに、依存していたのではやってゆけず、布教の障害になると記した後で、スペイン系托鉢修道士の経済基盤が、如何に違っているかを強調する。

「われわれ托鉢修道士が日本に来た時に、「イエズス会士は」彼らに対し、日本で生きてゆくことは出来ないだろう。というのは、「イエズス会士は」自分たちが有するものの凡てを以てして、辛うじて自らを養っている有様だからだ、と言った。しかしフランシスコ会跣足修道士は金銀の富ではなく、戸口から戸口へと喜捨を乞うことにより、主の食卓によって生きるのだ。これこそ光榮あるパードレ、聖フランシスコがその規則の中で、遺産として自分の子等に遺したレントナ⁽⁶⁴⁾なのだ。「地と、そこにあるもの、すべて主のもの。」従って主は、他の地における如く日本にも、われわれのために食卓を置いて用意して下さいなのだ。

ここから次のような次第になる。つまり、もしも「イエズス会」パードレたちが多額の出費をし、彼らの扶養のために極めて多額の資産を必要とするならば、そしてしかも司教・教区司祭・他の修道会の修道士たちがいるなら、彼らは聖務謝礼金^{ビエ・デル・アルナル}で生きねばなるまい。というのは、彼らは祭壇での勤めをするからである。それ故、全員に配分せねばならない物を凡て、彼ら「イエズス会士」が独り占めにするために、彼らはイエズス会パードレ以外の司教・大司教・総大司教・他の修道会の修道士たちが日本に来ないように、グレゴリウス「二三世」の教皇任意教令を獲得したのだ。⁽⁶⁵⁾

前述の如くヴァリニャーノはその『日本諸事要録』の中で、他の修道会員の日本布教参入に反対する理由の一つとして、宣教師は日本に生活の糧を求めてやって来るという、日本人のあらぬ中傷を煽ることになるという点を挙げた。これに対してアセンシオンは、イエズス会士が他修道会宣教師の来日に反対するのは、聖務謝礼金を独り占め出来なくなるからだ、と、やり返している。しかしこの議論はいささかお粗末で、ヴァリニャーノ著『弁駁書』中で次のような反論を浴びせられた。

「これこそ「イエズス会」パードレたちが、この「グ

レゴリウス一三世の「小勅書の獲得に努めた第二の理由だと、彼「アセンション」が思い込んでいた事柄を、本論著の別の所で彼は明らかにしている。そこでは、イエズス会パードレたちが日本で莫大な富や利益を得ているかのように、彼一流の筆法で描き上げ、次のように言う。

「ここから次のような次第になる。つまり、もしも「イエズス会」パードレたちが多額の出費をし、彼らの扶養のために極めて多額な資産を必要とするならば、そしてしかも司教・教区司祭・他の修道会の修道士たちがいるなら、彼らは聖務謝礼金で生きねばなるまい。というのは、彼らは祭壇での勤めをするからである。それ故、全員に配分せねばならない物を凡て、彼ら「イエズス会士」が独り占めにするために、彼らはイエズス会パードレ以外の司教・大司教・総大司教・他の修道会の修道士たちが日本に行かないように、グレゴリウスの教皇任意教令を獲得したのだ」。

以上が彼の言葉である。「イエズス会」パードレたちの経費と彼らが日本で得る利益の点については、第五章の別の論述用にとっておく。今フライ・マルティンが挙げるこの第二の理由について言うなら、日本における現実、イエズス会の行動様式、われわれの規則や『会憲』

の定める義務によって立てる清貧の誓願について、如何に知識が乏しいかよく分かる。彼が挙げるこの第二の理由が、一体どれほどの射ているかが一層良く分かり、理解出来るよう、この点を取り上げるわれわれの『会憲』の文言をここに載せようと思う。それに続いて、フライ・マルティンが聖務謝礼金と呼んでいる、教会の中でキリスト教徒たちが寄進する物に関して総会長が与えた命令を、載せようと思う。

第一に総会長イグナティウスは、『審査文書』の第一章でイエズス会の清貧について取り上げている。この文書は、われわれの『会憲』の要録の如きものである。そこにおいて、聖務謝礼金の問題について、次のような文言を述べている。

「(たとい他の人々にはそれが正当であっても)、ミサ・説教・講義・秘跡の執行、その他イエズス会がその会則に基づいて行ない得る敬虔な勤めの代償として、与えられるのを常とする報酬や喜捨を、われらが主なる神以外の他の者からは受け取ってはならない。凡てのことを純粹に神への奉仕として、行なわねばならない。」⁽⁶⁶⁾

第二に「イグナティウスは」、「『会憲』第六部第二章

で以下の如く言う。

「イエズス会に服従する凡ての者は、⁶⁷無償でもらつたものは、無償で与えなければならぬ」との言葉を思い起し、ミサ・告解・説教・講義・巡察その他、イエズス会がわれわれの会則に基づいて行ない得る如何なる聖務の代償としても、報酬も喜捨も一切要求してはならないし、受け取つてもいけない。神への奉仕において、より一層束縛から逃れ、しかも一層隣人の教化となるように、行動し得るためである。⁶⁷」

第三に「イグナティウスは」、同じ『会憲』「第一〇」部第五節で以下の如く言う。

「清貧は諸修道会の砦の如きもので、これこそが諸修道会の存在そのものと紀律とを保守し、多くの敵から諸修道会を守る。それ故に悪魔は様々な手段を以て、この「砦の」破壊に努める。この全組織を保守し発展させるためには、あらゆる種類の貪欲を非常に遠くに追放することが重要であろう。つまりレント・何らかの所有物、または説教・講義・ミサ・秘跡の執行・霊的な諸事の代償としての給与を受納しないことである。第六部で述べた通りである。⁶⁸」

これら三箇所、及びわれわれの『会憲』や諸規則に見

られるその他の箇所、及び歴代教皇によって発せられた、われわれの会則を承認した大勅書によつて、ミサ・埋葬・秘跡の執行、その他イエズス会がその会則に基づいて、隣人たちに対して行なうあらゆる聖務の代償として寄せられる、如何なる種類の喜捨も寄進も、イエズス会パードレたちが受納することが、如何に厳しく禁ぜられているかが分かる。

われわれの清貧に関するこれらの、或いはその他の事柄において、時と共に何らの免除も弛緩も起こらないように、われわれはその他の誓願より一層強い別の義務をも持つ。これは盛式誓願司祭が立てるもので、清貧の誓願に関することでは決して弛緩させたり、緩めたりはしないというものである。この義務については、われわれの『会憲』の第六部第二章で扱っている。次の通りである。

「清貧は修道会の堅固な城壁であるから、神の恩寵により可能な限り、完璧にこれを愛し保守すべきこと。神は人間の本性という敵、および修道会の完徳に反対するその他のものに立ち向かうよう、諸修道会を鼓舞したが、それはこの敵こそがその擁護と修復とを、弱めようと努めるのを常とするからである。つまり初

期創立者たちにより立派に秩序付けられたことを変え、彼らの当初の精神に即応しないような解釈や改変をする。われわれに任されたことがこの面で役立つよう、このイエズス会において、誓願を立てた凡ての者「盛式誓願司祭および単式終生誓願司祭」は、『会憲』の清貧に関することを改変しないよう約束すること。主において何らかの事情が生じ、むしろそれ「清貧」を何らかの方法でより一層締め付けるためのものでない限り。⁽⁶⁹⁾」

『会憲』のこれらの文言に、同総会長イグナティウスの『表明』が、追加されている。これは『会憲』と同じ権威と効力を持つ。

「これ程重要な件について『会憲』に改変を加えない旨、各人は誓願を立てた後、総会長および彼と共にいる人々の前で、約束をすること。その上、全イエズス会の総会議が召集開催されても、その場で『会憲』の清貧に関する規定を改めないこと、および如何なる方法であれ自らそのための努力をしないことを、われらが創造主の前で誓約すること。⁽⁷⁰⁾」

従って誓願を立てた後のわれわれの仲間は皆、前述の誓いをしている。また第五回総会議の指令第一は、上長

イエズス会『会憲』等に見られる経済基盤の理念とキリシタン教会(下)

は何人たりと、否総会長といえども、われわれの聖務の代償に如何なる物の受納をも、許容してはならないと命じた。これら凡ての箇所により、聖務謝礼金として与えられる如何なる物の受納をも、イエズス会には如何に厳しく禁ぜられているかが分かる。われわれがこの「ゲレゴリウス一三世」小勅書を獲得したのは、教区司祭や他の修道士たちが生きる糧として聖務謝礼金ピエ・デ・アルタルリス・モスナスの喜捨を凡て、イエズス会士だけで独り占めにして、その喜捨でわれわれの経費を賄うためなどとフライ・マルティンが言うが、この点でのわれわれの誓願内容に関して、彼が如何に的外れなことを言っているかが分かる。これにより同托鉢修道士は、聖務謝礼金としてキリスト教徒たちが与えるものは凡て、貧者たちに配分してしまい、われわれの仲間が使うことなど一切出来ないし、またこの『会憲』においてそれを許容するような上長は、ありえないということを知るべきである。

しかし「イエズス会」パードレたちが日本で得る聖務謝礼金ピエ・デル・アルタルについて一言述べるが、真相は以下の通りである。私は二度目の日本巡察を終えて、「一五」九二年にインディアに帰ったがその際、パードレたちがキリスト教徒の様々な町や村に散在する、二〇七の教会を預

かっていることを知った。その後もまた他の教会が創建された。それらの教会の大部分は、「イエズス会」パードレたちが費用を負担して建てるのが、実情である。というのは、成る程キリスト教徒たちは木材や労役を以て援助はするが、日本人は非常に貧しく、夫役の義務が過重で、支配者たちに虐げられているので、辛うじて細々と生きている有様だからである。それ故教会のために必要な費用のかねは、パードレたちが負担し、彼らの負担で教会に裝飾を施す許りか、前述の教会を預かって、教理を教え、病人を訪ね、そして病人の告解を聴くためにパードレを呼び、埋葬に際してパードレを助けることを「パードレが」委任した人々は、彼ら「パードレ」の負担で暮らしている。それらの事柄にパードレたちは毎年、かなりの額のかねを費やす。これこそ彼らが日本で得ている聖務謝礼金であり、フライ・マルティンが想像を逞しくしているようなものではないのだ。⁽¹⁾

フランシスコ会は会員が聖務謝礼金を、受納することを容認していたようだ。しかしそうだからと言って、イエズス会も同様だと決めてかかり、信徒からの聖務謝礼金を独り占めにしたい許りに、他修道会の日本布教参入を阻止しようと、グレゴリウス一三世小勅書を獲得した

というのは、いささか粗雑な論で、聖務は無償で行なうべきことを謳ったイエズス会『会憲』等を掲げたヴァリニヤーノから、手厳しい反駁を受けた。

清貧理念を巡ってのフライ・マルティンのイエズス会批判は、右の聖務謝礼金の問題に留まるものではない。むしろ商業活動等に対する批判に、主力が注がれていると言つてよい。キリシタン教会活動の現実を直視すれば、その論議の在り方の方が自然に映る。しかし清貧理念の体现である筈の喜捨を巡る論争が、キリシタン布教の局面で然して重要であつたとも思われない聖務謝礼金の問題に終始して、むしろ無益な論議を闘わせた感を与え、そして商業を巡る議論が、的を射ているかのように見えることの方が、異常と言ふべきであろう。

フライ・マルティンと、ヴァリニヤーノとの間の論争が行なわれた一五九〇年代は、日本イエズス会が喜捨受納に対する姿勢を改変する以前であり、喜捨を巡って両派の間で突き詰めた議論をすると、右の如き内容になるのも止むを得ないかも知れない。

註

(1) Archivum Romanum Societatis Iesu, Jap. Sin. 57, f. 250. Real Academia de la Historia, Jesuitas, legajo 21, f.

- (2) Archivum Romanum Societatis Iesu, Fondo Gesuitico 721, f. 6v. 本稿 (中) 『史学』六二二・二一六頁。
- (3) Fondo Gesuitico 721, f. 6v. 『史学』六二二・二一六頁。
- (4) Real Academia de la Historia, Jesuitas, legajo 21, f. 177v. 549 Biblioteca da Ajuda, 49-IV-56, f. 155. 6等ノコトハ『』ノ註記ヲ参照ス。
- (5) Fondo Gesuitico 721, f. 25. 『史学』六二二・二一七頁。
- (9) Real Academia de la Historia, Jesuitas, legajo 21, ff. 175v.~178, 183v.~184v. 「日本のレジデンシアのパードレおよびその他のパードレのために作成された巡察師たちの服務規定の抜粋。日本管区巡察師パードレ・フランチェスコ・パシオ、一六一二年」 Jap. Sin. 57, ff. 248~260. Jesuitas, legajo 21, ff. 40~53v. は表題によると対象を異にするが、本服務規定の抜粋である。趣旨は同じであるが一応、原本の服務規定から引用した。
- (7) Jap. Sin. 2, f. 131v.
- (8) Fondo Gesuitico 721, ff. 6v, 7. 『史学』六二二・二一六・二一七頁。
- (9) Jap. Sin. 49, f. 242. 『史学』六二二・二一八頁。
- (10) Jap. Sin. 5, f. 193. Cartas, I, Évora, 1598, facsimile edition, Tokyo, 1972, f. 176v. 村上直次郎訳『耶穌会十日本通信』上、聚芳閣、昭和二年、二〇二頁。尚 Cartas. では、一五六五年二月二〇日付けとなっている。
- (11) A. Valignano, Sumario de las Cosas de Japon, J. L. Alvarez-Taladriz ed., Tokyo, 1954, p. 146. 松田毅一他訳『日本巡察記』平凡社、昭和四八年、六三頁。
- (12) A. Valignano, Apología. Jap. Sin. 41, f. 18v.
- (13) Jap. Sin. 9-I, f. 126.
- (14) Fondo Gesuitico 721, ff. 6v, 7. 『史学』六二二・二一六・二一七頁。
- (15) Jap. Sin. 2, f. 131v. 『史学』六二二・二一三頁。
- (16) イエズス会『会憲』では、当然ではあるが、保護権・布教保護権には殆ど触れられていない。僅かに、設立者・慈善家の信心と愛徳の行為に於いて、イエズス会士として行なうべきことを列記している中で、次のように見える。(『会憲』テキストBの『表明』)。
- 「もしもそのコレジオが設立された土地に暫時、その設立者の子孫が誰もいないなら、その蠟燭は、彼の家系に属する何人かがいる所に送ってもよい。または、その設立者の名前と地名において、ミサが行なわれる祭壇に置いてもよい。
- この蠟燭は、設立者たちに対する謝意を意味するものであって、コレジオやその「コレジオの」世俗的資産に対する、彼ら「設立者」やその継承者たちに属する、保護権または何らかの権利を意味するものではない。それは、彼らには存在しないものとする。Constitutiones Societatis Iesu, tom. II, Roma, 1936, p. 388. Saint Ignatius of Loyola, The Constitutions of the Society of Jesus, Translated with an Introduction and a Commentary by

- George E. Ganss, St. Louis, 1970, p. 175.
- (17) 竹田聰洲『祖先崇拜』平楽寺書店、一九六一年、後編。柳田国男『先祖の話』筑摩書房、一九七五年、一〇六一—一三六頁。田中久夫『祖先祭祀の研究』弘文堂、昭和五三年、第三章。藤井正雄「日本人の先祖供養観の展開」(『仏教民俗学大系』名著出版、昭和六三年所収)。梶山雄一『ちどり』と「廻向」講談社、一九八九年。その他。
- (18) Jap. Sin. 4, f. 138v. Cartas, I, f. 92, 92v. 村上直次郎訳「前掲書」上、二七—二九頁。
- (19) Epistolae S. Francisci Xaverii aliisque eius scripta, II, G. Schurhammer et I. Wicki ed., Romae, 1945, pp. 276, 277. 河野純徳訳『聖フランシスコ・ザビエル全書簡』平凡社、昭和六〇年、五四—五三頁。海老沢有道『増訂切支丹史の研究』新人物往来社、昭和四六年、四一頁。
- (20) J. López Gay, La Liturgia en la Misión del Japon del Siglo XVI, Roma, 1970, pp. 216, 217. (本書は、井手勝美氏による訳書『キリシタン時代の典札』キリシタン文化研究会、昭和五八年、があり、参照した)。
- (21) J. López Gay, "Un Documento Inédito del P. G. Vázquez (1549-1604) sobre los Problemas Morales del Japon", Monumenta Nipponica, XVI-1. 2, pp. 137-139, 151-154.
- (22) Ibid., pp. 138, 139, 153.
- (23) 「列王の書」下、五ノ一八・一九。
- (24) J. L. Gay, Un Documento Inédito del P. G. Vázquez, pp. 143, 144, 159.
- (25) Ibid., pp. 143, 144, 158, 159.
- (26) Cartas, I, f. 54v. 村上直次郎訳『イエズス会士日本通信』上、雄松堂、昭和四三年、二二—二三頁。
- (27) Cartas, I, f. 39v. 村上直次郎訳、同右、上、九六・九七頁。フロイス著『日本史』にも、一五五五年平戸布教の記述の中に、次のように見える。
「日本人は葬儀を非常に重視するので、パードレ「バルタザル・ガゴ」は彼らが来世のことをさらに尊重するようにと、毎年一月を通じて死者のためのミサを、挙行するのが常であった。」L. Fróis, Historia de Japan, I, J. Wicki ed., Lisboa, 1976, p. 88. 松田毅一・川崎桃太訳『日本史』6、中央公論社、昭和五三年、二二九頁。
ここには益の代替とは記されていないが、死者の霊を想う日本人の心情への対応として、諸聖人の祝日を普及・徹底させたいという趣旨は一貫している。
- (28) L. Fróis, Historia de Japan, IV, 1983, p. 212. 松田毅一・川崎桃太訳『日本史』8、昭和五三年、一五二頁。
- (29) Jap. Sin. 49, f. 250. なおロペス・ガイ神父は、引用文中に見える oragos を urabon (盂蘭盆) の誤記と見做す (J. L. Gay, La Liturgia en la Misión del Japon del Siglo XVI, p. 234)。しかしこの解釈は、次の理由により疑問である。
一、複数形で記されている。
二、『日葡辞書』には確かに、Bon および Vrabon の二語が挙げられている。しかしエヴォラ版書翰集やフロイス著『日本史』その他に見られる如く、イエズス会士は通常 Bon と記す。

三、イエズス会士は盆行事に対し、「異教」「迷信」のレッテルを貼る。ヴァリニャーノがその盆を盛大に祝うよう、指示したとは考えられない。

festas dos oragos を明確にすることは出来ないが、引用文は全体として、イエズス会が盆の代替として日本で普及・定着させようと図った、諸聖人の祝日（十一月一日）の祝い方についての、指示と見てよいであろう。

(30) Jesuitas, legajo 21, f. 191v. J. L. Gay, *La Liturgia*, pp. 234, 235, 240.

(31) 『カトリック大辞典』Ⅱ、富山房、昭和一七年、七三六頁。

(32) L. Frois, op. cit., I, p. 88. 松田・川崎訳、前掲書、6、一四〇頁。

(33) J. L. Gay, *La Liturgia*, pp. 219-240.

(34) A. Valignano, *Sumario de las Cosas de Japon*, p. 67. 松田他訳、前掲書、三二頁。

(35) A. Valignano, *Adiciones del Sumario de Japon*, J. L. Alvarez-Taladriz ed., pp. 373-375. 松田他訳『日本巡察記』前掲、一六八・一六九頁。

(36) L. Frois, op. cit., I, p. 329. 松田・川崎訳、前掲書、7、一五頁。

(37) *Jap. Sin.* 5, f. 193. *Cartas*, I, f. 176v. 村上訳『耶穌会士日本通信』上、前掲、二〇二頁。

(38) *Jap. Sin.* 5, ff. 191v., 192. *Cartas*, I, f. 176. 村上訳、同右、上、一九八・一九九頁。

(39) 一五六〇年一月一五日付けコチン発、ヌネス・バレ

トの総会長ライネス宛て書翰の、日本についての報告の中に次の一節が見える。

「在日パードレたちは」キリスト教徒が、異教徒として死んだその両親や祖父母の靈魂のために、祈りそして寄進するのに同意した。それは仏僧が日本人に対し、かねを自分たちに贈与すれば、彼らの先祖を地獄から救うことが出来るのだと、説得しているからである。パードレたちは、キリスト教徒が仏僧の説く偽りの偶像崇拜に走ることはないよう、彼らの迷信に同意する。」*Documenta Indica*, IV, I. Wicki ed., *Romae*, 1956, p. 513. J. L. Gay, *La Liturgia*, p. 210.

右のバレートの報告に見えるのは、ミサ挙行と関わりなく、イエズス会パードレに対して信徒が行なう喜捨に、仏教の布施に類する気持ちが進められている場合のことである。この小論で取り上げている、イエズス会パードレにミサを挙行してもらうに当っての喜捨ということになると、その喜捨に如何なる念いが込められているかということとは、イエズス会にとって積極的な意味が生じるが、右は消極的な意味しかないわけである。日本人信徒が教会で何を祈り、喜捨にどんな念いを込めるかという点になると、パードレとしても立ち入れない面があるわけだ、たといその念いに異教的なものがあっても、イエズス会として大目に見たというだけの話である。先に記したザビエルが日本で体験した悩みの、一つの解決策とも言えようが、日本人の心情に対する教会側からの積極的対応とは言えない。

なお右のバレットの書翰を受け取った総会長ライネスは、在日イエズス会士の執っている措置を禁じはしなかつたが、イエズス会士に喜捨をしてもそれには魔術的な効果はないこと、すでに地獄に落ちた者つまり異教徒のまま死んだ者は、いくら喜捨をしても救いようがないことを、教えなければいけないと指示した。J. L. Gay, *La Liturgia*, p. 211.

- (40) Jesuitas, legajo 21, ff. 212v., 213. 柳田利夫「日本における『総会長の服務規定』：試訳とノート」一『史学』五四ノ一・三二五二頁。この引用文は、Biblioteca da Ajuda, 49-IV-56, ff. 184v., 185, Obediências de Nossos Padres Geraes de Roma tiradas do cap. 4 e 6 do Sumário das cousas que pertencem á Província da Índia, para se guardarem nas Casas e Residências de Japão, no. 26, と同文。なお Jesuitas, legajo 21, f. 212v. の、引用箇所の欄外に、ラテン語による註記があるが、極めて難解で解説出来なう。
- (41) Jesuitas, legajo 21, ff. 212v., 213. 『史学』六二ノ一・一〇・二二頁。
- (42) Jap. Sin. 3, ff. 49v., 50.
- (43) 「コリント人への前の手紙」一六ノ二。
- (44) Jap. Sin. 24, f. 6, 6v.
- (45) A. Valignano, Sumario de las Cosas de Japón, pp. 312-317. 松田他訳、前掲書、一四三～一四七頁。
- (46) Jap. Sin. 10-1, f. 34, 34v.
- (47) 『大日本史料』一一ノ六、一六一～一三六六頁。松田・

川崎訳『日本史』10、三二五頁の註七。

- (48) L. Frois, op. cit., IV, p. 73. 松田・川崎訳、前掲書、三四〇・三四一頁。
- (49) Cartas, II, Évora, 1598, facsimile edition, Tokyo, 1972, p. 243v. 岡本良知『十六世紀日欧交通史の研究』原書房、昭和四九年、六三二頁。
- (50) A. Valignano, Apología. Jap. Sin. 41, f. 86.
- (51) Jap. Sin. 12-II, f. 198.
- (52) 拙著『キリシタン時代の研究』岩波書店、一九七七年、三五二～三五八頁。
- (53) Jap. Sin. 36, f. 21. 拙著同右、三五八頁。
- (54) 拙稿「キリシタンと統一権力」(『岩波講座日本歴史』近世1、一九七五年)二二三頁。
- (55) Jap. Sin. 14-II, f. 272v. 『イエズス会と日本』一、岩波書店、一九八一年、二六一・二六二頁。
- (56) A. Valignano, Sumario de las Cosas de Japón, pp. 338, 339. 松田他訳『日本巡察記』前掲、一五二・一五三頁。
- (57) 拙著『キリシタン時代の研究』三六二～三七八頁。
- (58) Jap. Sin. 14-I, f. 147.
- (59) A. Valignano, Adiciones del Sumario de Japón, p. 460. 松田他訳、前掲書、一八四頁。
- (60) レンタ買得の問題については、拙著『キリシタン時代の研究』四一一～四二八頁。
- (61) Jap. Sin. 37, f. 190.
- (62) イエズス会系のコンフラリアの掟には、組衆間の互助的な目的を持った醸出については、かなり詳細にわたる

- 規定が見えるが、教会・パードレへの喜捨については言及していないようである。教会対信徒の関係ですでに古くから、行なわれてきたことであって、事改めてコンフラリアの掟に、盛り込むことでもなかったのかも知れない。なおイエズス会系の「世須、乃御組」の掟に、喜捨のことではないが、組に死者が出たら、組衆はその者のために祈り、その功德が死者に廻向するように心掛けるべきことを謳っているのは、注目に値する。松田毅一『近世初期日本関係南蛮史料の研究』風間書房、昭和四二年、一一四八頁。J・シュツテ(柳谷武夫訳)「二つの古文書に現はれたる日本初期キリシタン時代に於ける「さんたまりやの御組」の組織に就いて」(『キリシタン研究』二)。
- (63) S. Martín de la Ascensión y F. Marcelo de Ribadeneira, *Relaciones e Informaciones*, J. L. Alvarez-Taladriz ed., Osaka, 1973, pp. 184, 185, 187, 243.
- (64) 「詩篇」一三三ノ一。
- (65) S. M. de la Ascensión y F. M. de Ribadeneira, op. cit., pp. 73, 74.
- (66) *Constitutiones Societatis Jesu*, tom. II, Roma, 1936, p. 7, tom. III, Roma, 1938, p. 3. *The Constitutions of the Society of Jesus*, George E. Ganss tr., pp. 78, 79.
- (67) *Constitutiones Societatis Jesu*, II, p. 536, III, p. 183. Ganss, op. cit., p. 256. 本稿(上)『史学』六一ノ三・四、八五頁。
- (68) *Constitutiones*, II, p. 716, III, pp. 272, 273. Ganss, op. cit., pp. 333, 334.
- (69) *Constitutiones*, II, p. 528, III, pp. 178, 179. Ganss, op. cit., pp. 251, 252. 『史学』六一ノ三・四、六三頁。
- (70) *Constitutiones*, II, p. 528, III, p. 179. Ganss, op. cit., p. 252. 『史学』六一ノ三・四、六四頁。
- (71) A. Valignano, *Apologia*, Jap. Sin. 41, ff. 11-12.
- 第二バチカン公会議以後の、カトリック教会の祖先崇拜に対する対応については、次の文献がある。ヤン・スインゲドー「キリスト教と日本の宗教文化の出会い——祖先崇拜に対するカトリックの態度を中心にして——」(『現代宗教学』4、東京大学出版会、一九九二年)。
- なおこの小論の作成に当って、井手勝美氏から文献の教示を受けたことを銘記しておきたい。